

第2章 地域住民が主役となって高齢者を支えるために（支え愛まちづくりの展開）

1. 支え愛まちづくりの展開

少子高齢化が進行し、世帯のあり方が変わっていく中、独居高齢者の増加が見込まれ、特に中山間地域においては、通院や買い物のための移動手段となるバス等の公共交通機関の減便による交通弱者や買い物難民等の課題を抱えています。

また、市街地にあっても、アパートやマンションに入居する高齢者など支援を要する者の情報が民生委員や児童委員等に伝わりにくく、緊急時の対応に支障が出るおそれがあります。

併せて、県全体の人口が減少していくことで、地域での支え手の確保も急務となってきています。

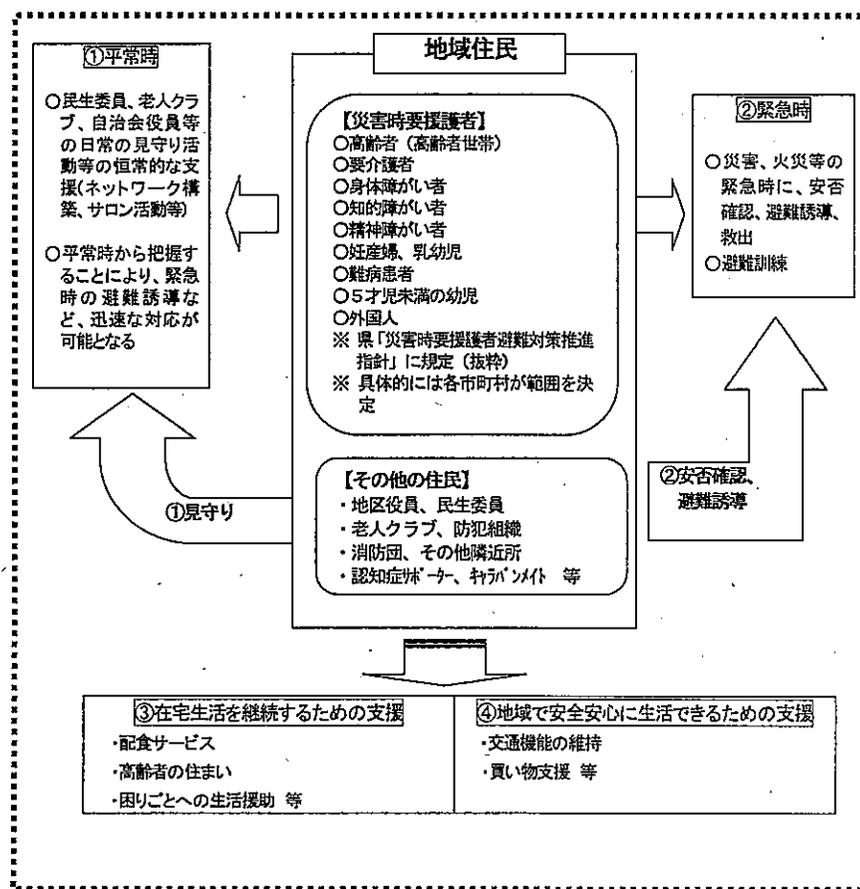
このような中、行政や介護サービス事業者だけでなく、地域住民が一丸となって、高齢者がこれまでどおり住み慣れた地域で安心して安全に暮らしていける「支え愛のまちづくり」を推進していくことが求められています。

「支え愛」のまちづくりに向けて

【基本目標】

誰もが住み慣れた地域で、地域のつながりやふれあいの中、安全・安心に生活が続けられるまちづくり

- ① 援護が必要な方への「見守り」の体制
- ② 援護が必要な方が「災害時に速やかに避難」できる体制
- ③ 住民誰もが住み慣れた地域で「必要な生活支援」が受けられ、「安全・安心」に暮らせる体制
～在宅生活の継続、地域での安全・安心な生活を支援～



☆見守りネットワークの構築

独り暮らしの高齢者など援護が必要な方の平常時の見守りや、緊急時における避難体制を確保するために、民生委員・児童委員、自治会役員等の見守り活動を支援するとともに、既存の見守りマンパワーの活動の充実を図っていきます。

(平成23年4月1日現在)

名称	対象者 (活動範囲)	主な役割(活動内容)等	設置者等	委嘱(養成) 状況等
民生委員・児童委員 (法令設置)	学区区等の 援助を要する 人	・行政機関が実施する社会福祉事業への協力 ・担当地区の人々の生活全般に係る住民福祉の増進を図るための活動等	厚生労働大臣 (委嘱)	民生・児童委員 1,452人 主任児童委員 214人
自治会、 区長等	自治会を構成する世帯 住民	・市町村からの行政連絡や施策伝達調整 ・自治会運営や自治会活動に関する総括	自治会選任市 町村委嘱	県内全地域
支え合いコ ーディネーター (H18～)	地域の高齢 者全般	・高齢者の孤立防止や生きがいづくりを目指した地域の自主活動をコーディネート	住民自身の 自発的活動	12市町村 44人
生活・介護支 援サポーター (H21)	生活支援を 希望する高 齢者	・インフォーマルな要援護者支援を実施 (移動サービス、配食サービス等)	住民自身の 自発的活動	5市町村 28人
福祉推進員 (福祉委員)	自治会住民 全般	・福祉全般の普及や行政施策への協力、近隣住民の声かけ	市町村社協会 長(委嘱)	12市町村 3,622人
愛の輪協力 員(S61～)	65才以上 独居高齢者 (見守り希望)	・要支援者への声かけ、見守り ・民生委員・児童委員、福祉推進員等との連携	市町村社協会 長(委嘱)	19市町村 5,897人
老人クラブ	地区内の独 居世帯等	・友愛訪問の一環として、地区内の独居の方等への見守りや声かけ	希望者が加 入	19市町村 43,867人

【市町村圏域】

名称	対象者 (活動範囲)	主な役割(活動内容)等	設置者等	配置状況
コミュニティワ ーカー (H20～)	中学校区 小学校区	・地域の顕在的、潜在的な生活ニーズの把握 ・生活上の相談対応、サービス総合調整、提供	市町村長 (配置)	延10市町村 11人(2年間)

【広域圏域】

名称	対象者 (活動範囲)	主な役割(活動内容)等	設置者等	配置(養成)状 況等
ボランティア コーディネーター (H1～)	全県域	・ボランティア活動希望者の受付及びボランティアを必要とする人・団体とのマッチング ・ボランティア活動相談・支援啓発普及等	県社協会長 (研修修了者)	H23.3.31現在 343人
中山間集落 見守り活動 協定	民間事業者 の活動範囲	・中山間地域等で事業活動を行っている事業者、市町村、県の3者間で見守り活動協定締結、見守りや通常業務中発見した異常等を市町村へ連絡	協定締結に伴 う民間事業者	全市町村で、何 らかの民間業 者の協定締結
認知症サポ ーター(H19 ～)	認知症の人 とその家族	・認知症の人への見守り、街中で困っている方への声かけと支援、介護家族への理解とねぎらいの言葉かけなどの支援等	認知症サポ ーター養成講座 実施主体	H23.9.30現在 19市町村 30,010人
認知症キャ ラバン・メイト	認知症の人 とその家族	・認知症サポーター養成講座の開催及び講師 ・認知症の人への見守り、支援、介護家族への理解とねぎらいの言葉かけ等	キャラバンメ イト養成研修 実施主体	H23.9.30現在 19市町村 857人

<見守りの実践例>中山間集落見守り活動支援事業について

中山間地域等で事業活動を営む事業者と行政機関(市町村及び県)が見守り活動を行うための協定書を締結し、事業者の通常の業務の中で、住民の日常生活の異常等を早期に発見する体制を整備しています。

これは、一般の家々を訪問することが比較的多い事業者に、独居高齢者の日々の暮らしなど行政の目行き届かない部分を見守っていただくことで、中山間地域等で安全で安心して生活できるものです。

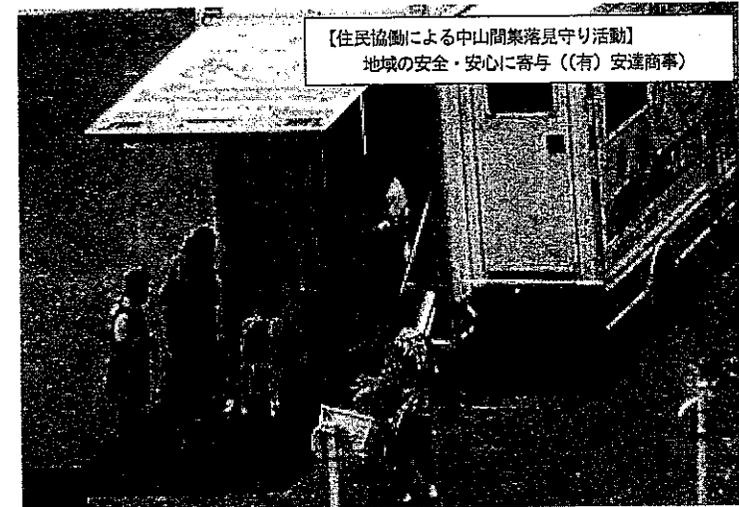
○協定の締結の状況

※平成23年12月末現在で47事業者と協定を締結

※主な協定締結事業者：新聞配達業者、牛乳配達業者、移動販売業者、移動理美容業者、運輸会社、LPガス業者等

【役割】

事業者	・見守り活動(市町村と協定した活動内容について) ・通常業務の中で発見した異常等を市町村へ連絡・通報
市町村	・事業者との見守り活動内容の協議、決定 ・連絡窓口の設置、見守り範囲の設定 ・高齢者世帯への情報提供、住民への活動PR
県	・企業・市町村への制度周知 ・企業と市町村のマッチング等調整 ・県HPで協定締結状況の紹介



【住民協働による中山間集落見守り活動】
地域の安全・安心に寄与(有)安達商事

＜取組事例の紹介＞支え愛コーディネーターの活動

地域における課題に対して、様々な制度活用の提案をしたり、「人」と「人」をつなぎ、地域住民が望む「地域づくり」をコーディネートする方（支え愛コーディネーター）を、地区公民館等を活用して実践的な活動を行いながら、平成18年度から養成し、地域での自主的な活動につなげています。

自宅開放、自主運営の創年のたまり場「ふれあいサロンやまだ」を運営
（北栄町 山田早百合さん）

- コーディネーターの自宅を開放し、サロンを自主運営、地域で出かける場のない高齢者に活動の場を提供（祝祭日、日曜以外開所、月約300人が利用）
- ニーズに応じたさまざまな活動や、地域のひきこもりがちな高齢者への声かけも実施
- 小物づくりと茶話会（日祝を除く毎日）、フラダンス教室（月2回）
- 「いつでも、誰でも、どこからでも、気軽に立ち寄れる場所」の提供を目指している



ゆっくりした音楽に合わせて歌を歌いながら体操。しっかり筋肉を使います。

創年のたまり場の目指すもの

- 地域の人々に愛されること
- 地域の人々の相談にのれること
- 地域に役立てること
- 楽しい場所を自覚すること
- 個人の権利を守ること
- 創年運動をすすめる健全な地域を創ること

☆傾聴ボランティアの養成

東日本大震災の被災地では、親族の死亡、財産・家屋の喪失等の先行きを絶望され、うつ状態、そして自殺されるというケースが数多くみられます。

そこで、相手の話を否定せずに受け止めながら聴くことで、いきがい感、自らの存在価値（自己肯定感）を高める「傾聴ボランティア」が活躍されています。

この傾聴ボランティアは、きちんと聴くスキルを身に付けたボランティアで、在宅の認知症の介護の現場でも、介護家族、認知症の人にとっても効果が期待できることから、傾聴ボランティアの養成と活用を推進していきます。

＜取組事例の紹介＞傾聴ボランティアの普及啓発

よなご傾聴しあわせの会

代表者：岡田浩さん

構成員：31人（平成24年1月現在）

（活動内容）

- 寂しさや不安、悩みを抱える高齢者の気持ちに寄り添い、話を「聴く」ことで心を癒し、その人なりの答えを得るお手伝いを行っています。
- 当初は認知症デイサービス事業所において週1回のボランティアでしたが、現在では月8回ペースと活動が拡大しています。



傾聴の様子

（傾聴による効果）

- 認知症の人に継続的に関わり、話を聞くことで症状が改善されたり、介護をされている家族の話を傾聴することで、日頃の介護の苦しさを打ち明けることで解消されるという効果が報告されています。
- また、施設内についても、スタッフでは時間的な制約から行いにくい利用高齢者の話をより深く傾聴するというので、同様の効果が生まれています。

※ 上記のような効果がありますが、まだまだ傾聴ボランティアの存在が認知されていないことから、岡田さんは各地で養成講座の開催や講演などを通じて、傾聴ボランティアの普及啓発に努められています。

☆情報の共有と個人情報の取扱い

地域における生活課題を発見し、解決につなげていくには、関係者が必要な情報を共有することが大切です。

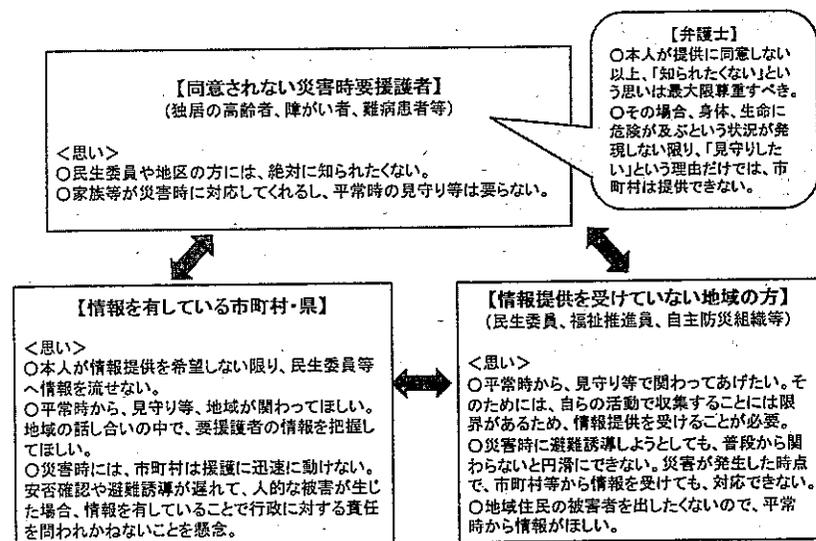
災害時の対応においても初期対応が大きく左右し、情報が共有されなかったために安否確認や避難支援といった災害発生後の要支援者に対する支援が迅速かつ適切に行われず、被害が拡大するということが危惧されます。

個人情報保護法をめぐって、名簿の作成中止、関係機関に対する必要な情報提供を抑制するなど、「過剰反応」といわれる状況が一部に見られます。

個人の権利利益の保護は重要なことであり尊重されるべきことですが、可能な限り住民の同意を得て、地域福祉の推進に必要な個人情報を積極的に関係機関と共有することに努めていく必要があります。

県としても、専門家と相談しながら法的な整理を行い、災害時等に要支援者を確実に支援できる体制の構築を図っていきます。

個人情報のジレンマ



☆地域福祉に係る市町村、市町村社協の役割

地域社会で支援を求めている者に対して、地域住民のつながりを再構築して、支え合う体制を実現するための方策について、平成20年に厚生労働省が「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」を取りまとめました。

これによると、地域における住民相互の地域福祉活動の充実とともに、改めて市町村や市町村社会福祉協議会（市町村社協）の役割の大きさについて述べられています。

【市町村】

- 住民が地域で尊厳を持って生活を営めるようにするためには、市町村は公的な福祉サービスが住民に提供されるとともに、地域福祉活動と合わせて、全体として住民の生活課題に応え、地域で普通に暮らし続けることを可能にする責任を負っています。
- このため、市町村の地域福祉計画についても、住民参画の仕組やコーディネーターや拠点など住民の地域福祉活動を継続できるように活動の環境を整備するといったことが必要であり、そのための財源を確保する必要があるとしています。
- また、地域福祉計画においては、地域でしか見えない課題や発見しにくい課題等に関して、その把握や支援のあり方が明確でなかったり、情報共有の仕組、災害時の要支援者の対策を盛り込むべきとの指摘、さらに市町村内の圏域ごとに「地区福祉計画」を策定して、市町村地域福祉計画に盛り込むべきではないかの提言もされています。

【市町村社協】

- 市町村社協は、社会福祉法において「地域福祉の推進」の役割を明記され、取組としても、地域福祉活動へ住民参加を進めるためにふれあいサロンや見守りネットワーク活動、災害時の要支援者支援活動などの重要な役割を担っています。
- しかしながら、平成12年の介護保険制度の導入時に、市町村社協はこれまでホームヘルプ事業を実施していた経過から、介護保険事業者として参入し、業務の大きな部分を介護保険事業に向けている実態があり、地域福祉活動支援の取組を強化する必要があるとの指摘もなされています。

○ 地域で困っている人は介護保険や医療など公的サービスの対応では救えないことから生じていることが多く、こうした方を支えることは、地域福祉の根幹であり、本来、市町村社協の役割でもあります。

その住民のニーズに基づいて、地域、家族の絆を強化しながら、一緒になって、住民の生活基盤の構築、要援護者を支える仕組づくりが求められます。

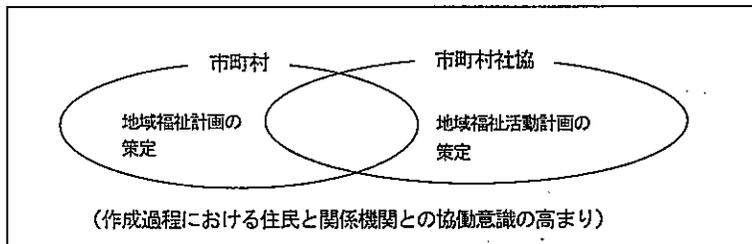
県全体の人口が減少していく中で、「住み慣れた地域で継続した生活を支援」するためには地域の担い手の確保も急務となっており、行政や介護サービス事業者だけでなく、地域住民が一丸となって、「支え愛のまちづくり」を推進していくことが必要となっています。

そして、この実現のためには、自治会、集落といった地域住民の顔の見える関係の中で、家族に替わる相互扶助、見守りのネットワークの構築、雪かき等の生活支援、災害時に備えた対策などの充実が求められており、市町村、市町村社協の役割が一層重要となっています。

地域福祉活動に対しては、住民の自発的な活動が求められているとしても、様々な活動を地域住民だけで続けていくのは困難です。

鳥取県の地域の現状や課題を考えると、地域福祉の実現のためには市町村や市町村社協の役割が大きく、様々な地域資源をコーディネートするとともに、互いに密接に連携して取り組むことが大切であり、県としても必要な支援を行っていくこととします。

【地域福祉計画策定に係る連携イメージ】



〈県〉 住民参画の機運醸成に向けた支援

みんなでやらいや！とっとり支え愛実践計画の策定(104ページ参照)
(県民、関係団体、NPO法人等の支え愛活動の促進へのメッセージ)

★トピックス～自治会における取組について（南部町東西町地域振興協議会）

地域福祉を推進するためには、より住民の課題・ニーズを把握し、ご近所で顔を見知った自治会の取組が必要不可欠となります。

ここでは、積極的に地域の見守り活動や災害時の避難支援などに取り組んでいる南部町の東西町地域振興協議会を紹介します。

【東西町の概要】

- ・世帯数 約440世帯
- ・人口 約1,160人
- ・自治会への未加入者 40世帯(アパート入居者)
- ・高齢化率 28.5%
- ・75才以上 約180人(約15%)
- ・米子市に近接しており、町内では比較的新しい新興住宅地
- ・町内は4区に区分(1区～4区)

【活動内容】

○見守り活動

車イスを利用される方、高齢者(60才以上で独居世帯、80才以上の高齢者夫婦のみの世帯)に対して見守り人を2～3人配置して、日常的に夜間の灯火など自宅をそっと見守ったり、夕方に散歩に誘ったりしています。

○見守り台帳の整備

高齢者等の了解を得て、通院の様子(曜日)、寝室の位置、非常時の連絡先、ヘルパーやデイサービス、配食の利用状況(曜日、回数等)等の個人の生活状況をこまめに記載した見守り台帳を整備し、見守り活動に役立てています。

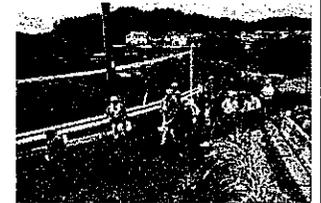
○支え合いマップの作成

要介護者の情報とその避難の支援方法を記載した支え合いマップを住民と一緒に作成しています。

○災害時への対応

日常の見守り活動を行う見守り人とは別に、災害時に安否確認、避難誘導を行う安否確認協力委員を配置し、避難支援を行っています。(災害時に実質的に機能するように、日中も対応できる方を中心に配置)

また、年2回避難訓練を実施し、避難所までの避難経路を示したマップを全戸配布するとともに、世話人には活動用のジャンパー、ヘルメットなどの装備を配布し、日ごろから防災意識を高めています。



避難訓練の様子

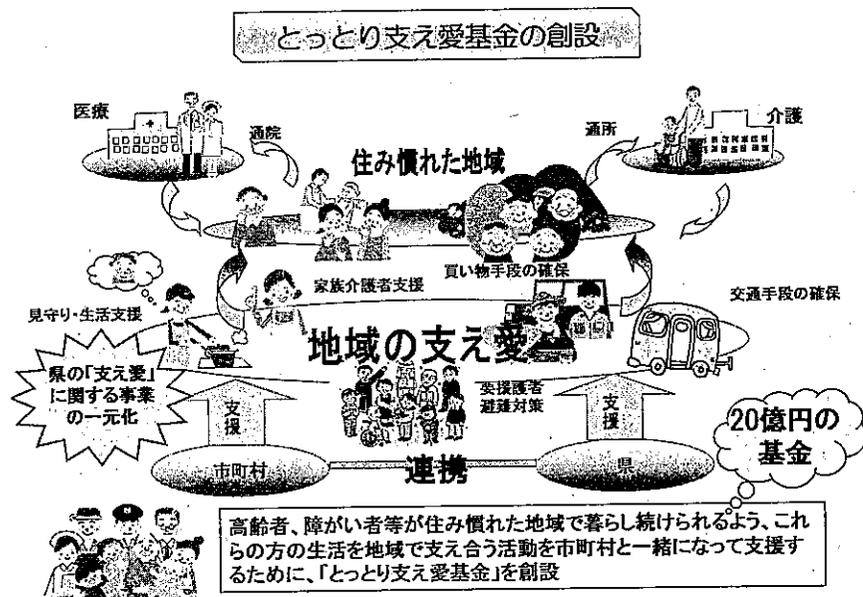
こうした平日頃からの活動の成果もあり、平成23年9月の台風12号における南部町での全町避難勧告の際には、迅速にかつ適切に安否確認や避難誘導が行われました。

☆とっとり支え愛基金の創設

高齢化の進展、高齢者世帯（独居、夫婦）の増加、過疎化の進展に伴い、山間部の集落を中心に高齢者等の交通手段や買い物手段の確保が重要な課題となるとともに、地域における見守りや配食などの生活支援サービスがなければ高齢者や障がい者等の地域における生活を支えることが困難になりつつあります。

一方で、中心市街地においては高齢化の進展など山間部と同様の問題を抱えつつ、マンション、アパート等の住民の情報が把握しにくい中、必要な情報が伝達されにくいという課題があり、地域性を考慮しながら、住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービス、居場所づくり、人的ネットワークの形成等課題を解消するための支援が求められています。

こうした事業は、市町村が中心となって県や関係機関と連携しながら実施する必要があるため、新たにとっとり支え愛基金を創設し、市町村と県が連携しながら支え愛活動の助成を行うとともに、県は支え愛に関する広域的な事業、モデル的な事業等を実施することで、県内における支え愛活動の充実強化を図ることとします。



【基金での活動事業例】

高齢者・障がい者等の地域で援護が必要な者に対する生活支援サービスや家族介護者への支援など地域で支え合うための体制の整備及び活動に対する運営支援に、市町村、市町村社協、NPO等が取り組む場合

- ① 災害時要援護者等に係る取組（避難支援体制の構築、避難訓練の実施等）
- ② 買い物支援
- ③ 交通弱者対策
- ④ 地域における見守り活動（有償型の家事ボランティア、ふれあいサロン、配食サービス等）
- ⑤ 家族介護者への支援（家族会の立ち上げ支援等）
- ⑥ その他地域「支え愛」活動に資する取組（人材育成、住民による地域福祉推進組織の立ち上げ支援等）

とっとり支え愛基金を使うと、例えば、以下のような市町村の取組に対して、県が支援することが可能となります。

- ① 地域単位の新たな福祉推進組織の立ち上げ
- ② 高齢者、障がい者等を対象に、鳥取型地域生活支援システムモデル事業（次ページ参照）を活用した地域住民が主体となったケア付き住宅の整備、居場所づくり
- ③ 地域単位のサロンや配食サービスの提供、見守りや災害時要援護者避難体制の整備
- ④ 有償ボランティアを活用した掃除、洗濯、調理等の生活支援サービスの提供
- ⑤ 移動販売や新たな移送手段の確保

高齢者、障がい者などの生活支援の必要性が高まっているのは、中山間地域だけではなく「まちなか」でも同様の課題を抱えています。

とっとり支え愛基金による支援を通じて、県内各地に支え愛の輪を広げていきます。

☆地域住民が主体となった新たな住まいや居場所づくり

地域で暮らし続けたいと考える高齢者を支えていくためには、医療や介護といった専門的なケアが必要ですが、比較的元気な高齢者であっても、日中の見守りや配食といった何らかの生活支援サービスが必要な方もいます。

住み慣れた地域で地域とつながりながら暮らしていくためには、医療や介護サービスが必要不可欠であり、そうしたサービスは専門家に任せる必要があります。

しかし、行政や事業者が人間関係や地域とのつながりを提供することは困難です。

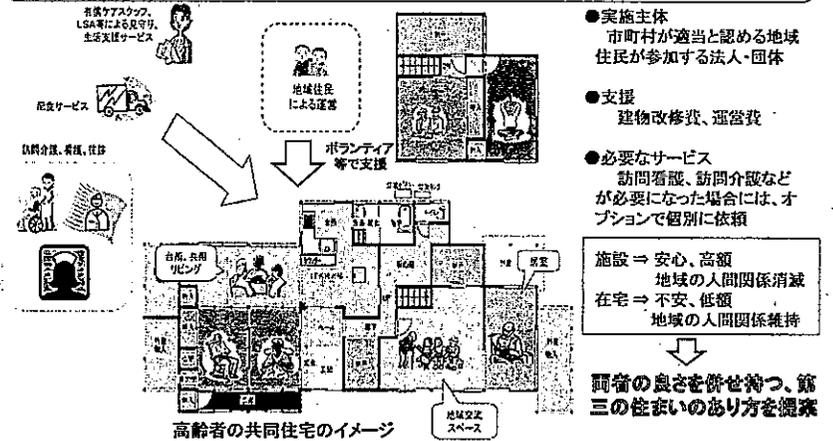
地域住民がつながりを求めており、地域の高齢者を支えていくため、地域住民が主体となって高齢者を支える住まい（コミュニティホーム）や、既存の施設や公共施設等を活用した日中の見守り、引きこもりの高齢者に対して自宅を訪問し配食等の日常生活を支援するモデル事業を実施し、県内への普及促進を図ります。

【鳥取型地域生活支援システムモデル事業】

項目	事業内容
地域コミュニティホームモデル事業	<p>地域住民が主体となって、地域にある既存の民家・公的施設等を改修し、高齢者に住居を提供</p> <p>ライフサポートアドバイザーや介護保険サービスを活用しつつ、住民・入居者相互がサービスを提供することで、安価で安心の地域コミュニティ拠点をモデル的に整備</p> <p>※地域住民主体の事業とすることにより、住民が地域コミュニティの維持や再生に取り組むきっかけとする</p> <p>※既存の民家・公的施設等を改修するなど家賃を安価に</p> <p>※住宅内もしくは隣接地に地域交流スペースを設置し、地域コミュニティの拠点とする</p> <p>※医療、福祉、住民の連携による鳥取型地域生活支援システム体制の構築を目指す</p>
居場所づくり事業	<p>地域住民が主体となって、要支援者や介護保険の利用にまでは至っていないものの今後要介護（要支援）の恐れのある高齢者を対象に、日中の居場所や世話を提供</p> <p>※地域住民主体の事業とすることにより、住民が地域コミュニティの維持や再生に取り組むきっかけとする</p> <p>※利用する高齢者の社会的な孤立感の解消、利用家族の身体的・精神的な負担の軽減</p>

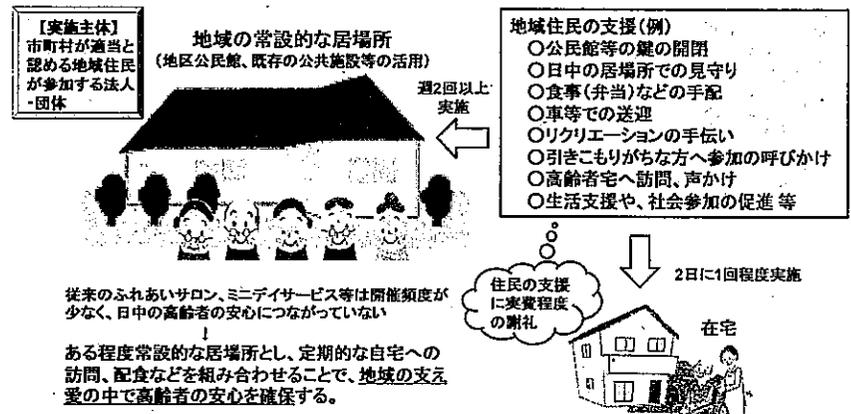
モデル事業（住民主体の高齢者の住まいの整備）

☆住み慣れた地域で、これまで築いた人間関係を維持しつつ、生活支援サービスを受けれる住民主体の低価格な高齢者の住まいの整備を促進



モデル事業の実施（住民主体の居場所づくり）

☆高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り暮らし続けていけるよう、地域住民の力を活用した常設的な居場所を確保し、配食や閉じこもりがちな高齢者への声かけなど、地域の支え愛体制づくりのきっかけのためにモデル事業を市町村と連携して実施



☆鳥取ふれあい共生ホームの整備の推進

「鳥取ふれあい共生ホーム」は、年齢や障がいの有無で対象者が限定されることなく、高齢者・障がい者・子どもが住み慣れた地域の中で、ふれあいながら時間を過ごすことができる施設です。共生ホームにより、利用者（高齢者や障がい者等）が地域住民と交流しながら過ごしていける、世代間の交流で高齢者の活力向上、児童の人格形成につながる等の効果も期待されています。

今後は、既存の共生ホームの要件を拡充し、地域の誰もが集える居場所としての新たな共生ホームの整備も促進していくこととしており、県内全域において共生ホームが整備されるよう引き続き支援していきます。

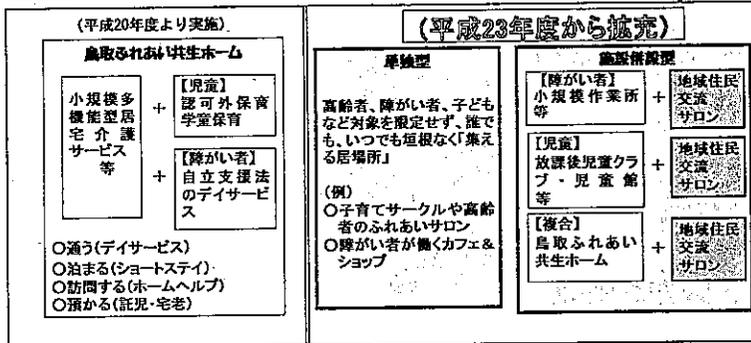
【鳥取ふれあい共生ホームの整備状況（平成24年3月末現在）】

施設名	所在地	対象	介護保険サービス
共生ホームよろず承り処ひえづの里	日吉津村	高齢者・児童	小規模多機能
共生ホームすまいる	日吉津村	高齢者・児童・障がい者	通所介護
エルフィス地域密着型複合交流施設	米子市	高齢者・児童	小規模多機能
あずま園ふれあい共生ホーム	湯梨浜町	高齢者・障がい者	通所介護
小規模多機能ホーム仁風荘ひこな	米子市	高齢者・障がい者	通所介護
鳥取ふれあい共生ホーム照陽の家	米子市	高齢者・児童	小規模多機能
しらゆき共生ホーム	鳥取市	高齢者・障がい者	通所介護
共生ホームこころ	倉吉市	高齢者・障がい者	通所介護
デイサービス家族	鳥取市	高齢者・障がい者	通所介護

鳥取ふれあい共生ホームの整備促進

住み慣れた地域で、世代、障がいを超えて家族のように過ごせる第二の我が家
【効果】○高齢者、障がい者等の居場所
 ○家族のようなふれあい
 ○地域との交流

共生社会の推進



☆老人クラブ活動の促進

高齢者が仲間とともに生きがいを高め健康づくりを進める活動や、奉仕活動等の地域を豊かにする様々な活動を行う老人クラブを支援していきます。

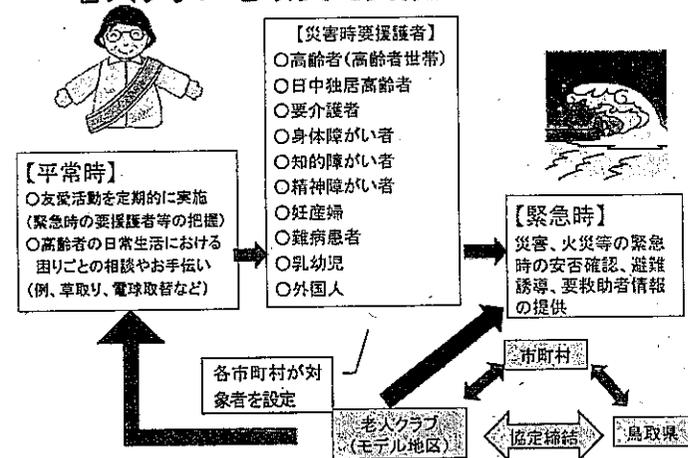
しかしながら、特に中山間地域等では高齢化、人口減少により、独居高齢者など援護が必要な方を支える側の人口減少で、見守り活動をする側の負担が増大していくことが想定されます。

こうしたことから、次のモデル事業のとおり老人クラブの組織力を活用した一層の地域での見守り活動や災害時等の避難支援等の奉仕活動（地域貢献活動）に取り組む老人クラブへの支援の強化を検討します。

○モデル的な市町村老人クラブ連合会と市町村、県が協定を締結し、見守り等の充実した取組に対して、助成を検討します。

- ▶ 定期的な友愛訪問を行い、地域の要援護者等の状況把握を行うとともに、緊急時における要援護者の安否確認・避難誘導等を実施
- ▶ 地域の独居高齢者の困りごとに対する在宅生活を支援
- ▶ 市町村等と連携して、高齢者のための取組（高齢者実態調査の配布・回収、介護予防教室等への参加の声かけ等）を実施 など

老人クラブ地域支え愛推進モデル事業



☆ボランティアの活用

高齢化の進展が見込まれている本県においては、高齢者の生活支援を地域住民全体を巻き込んだ総力戦で取り組むことが必要であり、ボランティア参加率日本一を活かした取組を実施していきます。

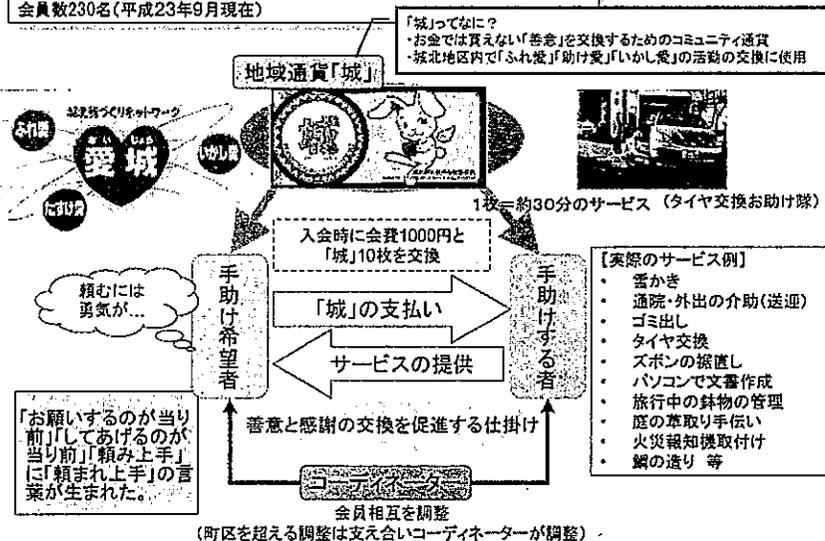
このために、今後、地域のボランティア活動等に多くの住民参加が得られるような環境づくりを進めることとし、災害支援や生活支援に関するボランティア活動への取組を一層推進していきます。

〈取組事例〉 ～鳥取市城北地区の「愛城」～

鳥取市城北地区では、地域通貨を活用したボランティアによる地域の支え愛のシステムを構築し、地域の高齢者等の困りごとの解消に役立てています。

城北まちづくりネットワーク「愛城」

鳥取市城北地区の地区社協、自治会、公民館等を中心に結成(平成16年12月)
会員数230名(平成23年9月現在)



☆支え愛活動に係る県民行動計画の策定

かつてない高齢化の進展、高齢者(独居、夫婦のみ)世帯の増加、地域のつながりの希薄化や中山間地域での生活利便性の低下など、高齢者や障がい者などの援護が必要な方をめぐる環境は、日に日に厳しさを増しています。

しかしながら、これらの方は、たとえ介護が必要になっても、自分が住み慣れた地域で暮らしたいという強い願いを持っています。

また、介護や障がい福祉などの公的サービスは、従前に比較して質、量ともに充実してきていますが、地域では、孤独、引きこもり、虐待、DV、生活困窮者、ゴミ屋敷など迷惑な人など、制度の隙間にあって、公的サービスでは対応できない課題、ケースも増加してきています。

在宅での生活を希望する方の思いをかなえ、公的サービスでは解決できない課題を解消していくためには、地域住民、NPO、ボランティア、市町村、社会福祉協議会、県などの関係者がスクラムを組んで主体的に関わりあう「新たな支え愛」の仕組が強く求められています。

そこで、県では、「支え愛」まちづくり推進プロジェクトでの議論をいただきながら、平成24年度に地域福祉に携わる地域住民、NPO、ボランティア、市町村、社会福祉協議会、県などが、それぞれの特徴を生かし弱点を補いながら、住民の生活課題に応え、援護が必要な方への適切な支援、行動につながるよう『みんなでやらいや!とっとり支え愛実践計画』を策定することとします。

【みんなでやらいや!とっとり支え愛実践計画の構成案】

☆取組の柱

- ① 見守り体制の構築
- ② 災害時の要援護者の避難支援
- ③ 在宅生活の支援
- ④ 地域での安全安心な生活確保

☆データ集

県内外の先進事例の紹介、地域福祉に関する各種データ
市町村・市町村社協の地域福祉に係る取組 等

また、これら以外にも、地域での「支え愛」体制づくりの必要性について県民の皆さんが理解し、積極的に参画していけるよう普及・啓発を行っていきます。

2. 認知症の方と家族への対応の強化

認知症の方が在宅での生活を継続していくためには、行政や医療機関、介護サービス事業者だけでなく、地域住民が一体となって、認知症について理解し、切れ目のない支援をしていく必要があります。

このため、県・市町村、医療機関、介護サービス事業者、地域住民それぞれが協力し合い、以下の取組を実施し、認知症の人にやさしいまちづくりに努めていきます。

☆認知症サポーターや権利擁護など地域における認知症の方と家族へのバックアップ機能の強化

認知症に関する啓発について、認知症の理解を促すだけでなく、地域の方が予防・生活習慣・早期発見のメリット等の正しい知識を身につけ、実践できるような内容に見直し、教育機関をはじめ各関係機関と連携を図りながら啓発に努めます。

また、軽度の認知障害の方、初期の認知症の方など介護保険サービスに結びつきにくい方々の居場所づくりを進めていきます。

認知症予防に係る地域での支援

☆軽度の認知障がい、初期認知症の人については、社会的つながりの中で、自分らしい時間を過ごすことで認知症の症状が改善されることから、「集いの場」の確保に支援

初期認知症の人の集いの場
(空き民家等の改修)



関わり

介護家族、介護体験者
地域住民の支援者
ケアマネ等の専門職

【支援】
トイレ・玄関改修、手すり、スロープの取付等

【効果】
○軽度の認知障がい、初期認知症の人は、地域の見守りと交流の場に参加し、穏やかや気持ちで過ごすことで、物忘れ等の症状が改善され、在宅生活を継続することができる
○地域住民の認知症に対する理解が深まる

その他の認知症予防の取組

認知症サポーター養成講座の内容の見直し
○認知症予防、早期発見のメリット等の正しい知識を身につけ、実践できる内容へ
○地域の支えが在宅生活を継続の大きな力になることを普及する内容へ
↓
専門家による内容、教材等の検討
(完成次第、講座で活用)

その他、認知症の早期発見・早期予防のための取組を進めるとともに、市町村における認知症の人と家族へのサポート体制の環境整備についても支援していきます。

【認知症サポーターの現状】

(単位：人)

	サポーター数 a	メイト数 b	計(c=a+b)	65才以上人口 d	1人当たり相当高齢者数(d/c)
鳥取県	26,247	763	27,010	153,362	5.7
全国	2,297,817	58,840	2,354,657	28,815,916	12.2

※県高齢者人口に占めるサポーター・メイトの人数は全国第3位、メイトの人数は全国第1位

なお、本県では、4病院を認知症疾患医療センターに指定し、かかりつけ医や行政職員等を対象とした研修や協議会などを開催し、認知症に関する知識の向上を図るとともに、顔の見える関係を構築し、早期発見の体制整備に努めています。

また、地域バランスを踏まえた認知症サポート医の養成などにより、各圏域での専門医療バックアップ体制を整備するとともに、医療連携を強化します。

【認知症疾患医療センター】

認知症に関する相談や専門医療病院の提供など、各圏域の認知症医療中核機関の役割を担っており、全国で98ヶ所(平成23年2月現在)に設置されており、このうち鳥取県は4病院を指定している。

○社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院、社会医療法人仁厚会医療福祉センター倉吉病院、医療法人養和会養和病院、南部町国民健康保険西伯病院

(一)コラム) 認知症疾患医療センターの取組

認知症疾患医療センターは、その地域での認知症医療の中核機関として、様々な取組を行っています。

そのうち倉吉病院では、認知症地域支援推進員と定期的に会議を持ち、また、行政や介護職の課題・要望を把握した研修を実施するなどの医療・介護連携を強化するとともに、医師と専門職によるかかりつけ医訪問をし、顔の見える医療・医療連携に取り組んでいます。



また、渡辺病院では医師会と連携し、かかりつけ医に対する研修に県外の先進事例や最新情報を取り入れるなど、かかりつけ医の認知症に対する興味関心を維持する取組を行っています。

☆家族支援の充実

認知症の方が在宅で生活する場合には、専門職や地域からの支援とともに、介護する家族への支援が不可欠です。

介護保険制度では補いきれない介護者を支える活動を支援するため、コールセンターなどの相談支援を充実し、心の問題も含めてケアできる体制を確保したり、市町村や介護サービス事業者等が行う地域における介護家族の集い、教室などの交流や研修を支援します。

このため、ピアカウンセリング相談員の養成の充実を図っていきます。

【ピアカウンセリング相談員】

ピアカウンセリング(同じ体験を持つもの同士が経験や悩みを話し合うことにより、本人が持っているエンパワメントを引き出し元気を得ること)を行う認知症相談員です。
ピアカウンセリングの知識・技法を習得し、介護家族の集いの運営などに携わります。

☆若年性認知症への対応

若年性認知症は、認知症高齢者と違い雇用といった大きな課題等もあることから、本人やその家族の精神的・経済的苦痛及び負担が大きいいため、その対応策が急務となっています。

県としては、引き続き、若年性認知症の人の孤立化を防ぎ、就労支援やニーズにあったケアに努めるとともに、今後、若年性認知症の実態調査に基づく支援策を検討していきます。

(一コマ) 鳥取西地域キャラバンメイト連絡会の取組

行政と協働し、地域の特性を活かして認知症を予防するとともに、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進しているボランティア団体です。
寸劇や回想法などを取り入れた楽しくわかりやすい認知症の普及啓発や、サポーター養成講座などを実施。鳥取市の認知症予防教室にも関わり、丁寧に地域をサポートしています。

☆認知症に対する地域の理解の促進

地域住民等の認知症に対する理解や気づき、適切な声かけなどがあれば、認知症があっても住み慣れた地域で安心して出かけ、生活することが可能です。

このため、地域における認知症予防の取組を推進するとともに、認知症の方を見守る認知症徘徊模擬訓練等を通じて、警察・消防・教育機関等の各関係機関と協力ながら、認知症の人を支える地域づくりを推進していきます。



【認知症徘徊模擬訓練の様子(鳥取市)】

関係機関のネットワークで、徘徊役の高齢者に声かけなどで確認しながら、無事に自宅に送り届ける訓練。

近隣住民、商店、消防、警察などの地区の方や、小学生等も参加し、認知症の理解や地域で認知症の人を支える意識の醸成につながっています。

なお、鳥取市のほか、米子市や琴浦町でも同様の取組を実施しています。

☆介護マークの普及促進

静岡県では、認知症の方の介護は他の人から見ると介護をしていることが分かりにくく、誤解や偏見を持たれて困っているとの声が介護家族から多く寄せられたため、介護する方が介護中であることを周囲の方に理解してもらえるよう「介護マーク」を作成しました。

介護マークは、介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき、駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき、男性介護者が女性用下着を購入するとき、病院で診察室に入る際、一見見助が不要に見えるのに2人で入室するとき、などに活用することを想定しており、家族介護者への支援にもつながるものです。

このため、鳥取県では県内市町村への周知を図るとともに、その普及に向けて検討していきます。



3. 高齢者の権利擁護の体制づくり

少子高齢化に伴う介護者の負担増加や、認知症や高齢者に対する理解の不足などから、高齢者虐待の事案は後を絶ちません。

また、認知症高齢者などは判断能力の低下により、金銭管理や契約などで発生する問題を認識できず、住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持することが困難となってきました。

このような高齢者の権利を擁護するため、適切な高齢者虐待の対応や成年後見制度の運用が求められています。

☆高齢者の権利擁護の促進

高齢者虐待を防止・早期発見・解決するため、引き続き、各市町村職員等に対する高齢者虐待防止のための体系的な研修を実施し、市町村の高齢者虐待対応に対する体制整備を促進・支援します。

また、市町村だけでは解決できない高齢者虐待事案などに対する、弁護士、社会福祉士等の専門家の支援の充実を図ります。

☆成年後見支援センター設置の支援

資産や身寄りのない高齢者、虐待が関係している成年後見の申立てなど市町村のみでの対応が困難な事案に対応するため、市町村と連携し、東・中・西部の各圏域に専門家を常時配置する成年後見支援センターの設置を目指すなど、高齢者の権利擁護体制を確保していきます。

成年後見支援センターの設置

【現状】

- 認知症等の判断能力がないと認められる方に対しては、家族から後見人が選任されるが、依頼者の資産等が少ない場合や困難事例には、後見人の成り手が少ない。
- 結局、弁護士や社会福祉士などの専門家がボランティアとして、無報酬で行わざるを得ないケースが多く、10人以上案件を抱えている方もある。

個人としてではなく、法人後見など組織としての受け皿を創ること、市民後見人の養成などが喫緊の課題。

【期待する役割】

- 成年後見
 - ・困難事例の法人後見
 - ・市民後見人の養成
 - ・家族や市民後見人のサポート
 - ・権利擁護から成年後見への利用移行
- 高齢者虐待
 - ・市町村からの相談対応
 - ・ケース会議等への派遣
- 調査及啓発
 - ・研修への講師派遣 等

【概要】

設 置：県内3か所(東部・中部・西部)

実施主体：弁護士、社会福祉士等で構成する団体

※ 一般社団法人を想定

支援内容：運営費(専門人材の人員費)

※ 社会福祉士等2名分

3年間の助成

(県・市町村・実施主体が各1/3負担)

第3章 介護や支援が必要な方が安心してサービスを受けられるために (介護基盤の整備)

1. 在宅サービスの充実等

介護保険法の一部改正により、要介護（要支援）になるおそれのある方や要支援者を対象とした予防給付と生活支援サービスを組み合わせた「介護予防・日常生活支援総合事業」や、新たな地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス）が平成24年度から導入されることになりました。

高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らしていくためには、家族の支援や在宅サービスの充実はもとより、見守りや配食といった介護保険外の生活支援のサービスの充実や、地域住民が参画する地域づくりが求められていることから、高齢者の日常生活全般を支える体制づくりを推進していきます。

☆生活支援サービスを組み合わせた地域支援事業の展開

介護保険法の一部改正により、平成24年度からこれまでの介護予防給付と地域支援事業の介護予防事業・包括的支援事業を組み合わせ実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」が市町村の判断で実施できるようになりました。

この事業は、要支援と非該当を行き来するような高齢者に対して総合的で切れ目のないサービスの提供（介護保険のサービスに加えて、配食や見守りなどの生活支援、権利擁護などの介護保険外のサービスも併せて実施）ができることから、県としても各市町村において地域の実情に応じて当該事業を導入していけるよう支援していきます。

☆新たに創設される地域密着型サービス「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」の普及促進

介護保険法の一部改正により、平成24年度から新たに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」が創設されました。

これらのサービスは、医療的ケア（看護）が必要な方が、安心して在宅で暮らすため有用なものと考えられることから、鳥取県の地域の実情に適した形態を検討しつつ、普及促進を進めていきます。

(参考) 新しい介護保険サービス（地域密着型サービス）

※介護サービスの種類・内容は120、121ページに記載

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは、市街地や中山間地域など地域の実情に応じて実施方法等が異なると考えられることから、どのような形態でサービス提供するのか、県内や他県のモデル事業の実績等を参考に検討するとともに、県内市町村にも情報提供していきます。

●複合型サービス

既存の小規模多機能型施設（平成23年8月末現在49事業所）の要介護度別の利用状況は、下表のとおりであり、要介護2、3の利用割合が高い状況です。

現在も小規模多機能型施設においては、訪問看護事業所と連携して医療的サービスを提供しているところですが、要介護4、5の利用者も比較的多く、医療的ケアを必要とする利用者も今後増加することが見込まれることから、既存の小規模多機能型施設からの移行を推進していきます。

【小規模多機能型施設の要介護度別の利用状況（平成23年4月分）】

項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
利用件数	40件	39件	129件	171件	156件	110件	45件	690件
利用割合	5.8%	5.7%	18.7%	24.8%	22.6%	15.9%	6.5%	100.0%

☆地域住民が主体となった新たな住まいや居場所づくり
(99ページの再掲)

☆その他の取組

本県の介護サービス事業所のうち、先駆的な取組など特色のある取組を実施している事業所を県内外に広くPRし、先進事例の普及促進や事業所のモチベーションアップにつなげていくよう努めます。

<取組事例の紹介>パワーリハビリテーションに重点を置いた通所リハビリテーション(森本外科・脳神経外科医院)

【事例】Aさん(男性) 脳出血(左半身麻痺)、高次脳機能障害

〈リハビリ開始前〉

- ADL(日常生活動作)はほぼ全介助レベル
- 外出は通院、通所以外は、ほとんどなく自宅に閉じこもった状態で、日中は臥床時間が長く、意欲低下が見られていた



パワーリハビリテーションは、マシントレーニングを軽負荷で行い、全身各部の使っていない筋を動かすことで、動作性・体力の改善、心理的活動性の改善を図るもの

〈リハビリ開始中〉

- 発症から1年3ヶ月後のH18年11月より週2回のデイケア利用でパワーリハ・加圧トレーニング・個別リハビリを実施
- デイケアでは立体訓練、日常動作訓練実施



〈リハビリ開始後〉

- H20年5月よりサイドウォーカー使用での歩行が可能に
- 自宅でも排泄が自立し、家族の介護負担が軽減
- 家族と外出する機会が増え、活動面の拡大がみられるように、また、家庭内の雰囲気も明るくなった

このほか、森本外科・脳神経外科医院では、琴浦町から委託を受け軽度の生活機能低下が見られる高齢者を対象とした介護予防パワーリハビリテーション教室等も実施しています。

2. 圏域ごとのバランスを踏まえた施設整備の推進

介護保険施設の整備については、これまで、国の参酌標準(施設の利用者数は要介護2~5の者の37%以内を目指す)を基に整備の是非を検討していましたが、国の規制改革に伴いこの基準が撤廃され、それぞれの地方公共団体が地域の实情に応じて整備方針を決定することになりました。

第5期計画期間中の介護保険施設の整備は、家族介護力の低下、人口動態、要介護者の意向、高齢者の負担能力、自治体の財政状況等の地域ごとの課題を踏まえ、以下の考え方にに基づき、市町村と連携して施設整備を推進していきます。

- (1) 介護施設の整備について、県は、県内のバランスの観点から、広域型サービスについては圏域のバランスを図るとともに、地域密着型サービスについては認知症グループホーム、小規模多機能など地域密着型サービスがない市町村の整備を働きかけること
- (2) また、市町村は、地域のニーズを詳細に把握し、地域の实情に応じて必要なサービスの整備を進めるとともに、広域型の施設サービスが必要な場合は県に要望すること

☆介護基盤の整備

第5期計画期間中における特別養護老人ホームなどの整備見込みについては、以下のとおりです。

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
 - 東部圏域:170床(広域型)、西部圏域:58床(地域密着型)の計228床を整備予定
- 介護老人保健施設及び介護療養型医療施設
 - 整備予定なし
- 特定施設
 - 東部圏域:38床(地域密着型)を整備予定
- 認知症グループホーム
 - 東部圏域:27床、中部圏域:45床、西部圏域:72床の計144床を整備予定

なお、状況等の変化により、上記以外に第5期計画期間中に施設整備が必要になる場合にあつては、関係市町村とも協議した上で、柔軟に対応していくこととします。

【介護保険施設の目標整備数】

(単位：床)

区分	23年度未 定員数	24年度	25年度	26年度	第5期計画期 間中における 整備数
介護老人福祉施設	2,935	2,965	3,163	3,163	228
東部圏域	1,213	1,243	1,383	1,383	170
中部圏域	554	554	554	554	—
西部圏域	1,168	1,168	1,226	1,226	58
介護老人保健施設	3,028	3,028	3,028	3,028	—
東部圏域	915	915	915	915	—
中部圏域	677	677	677	677	—
西部圏域	1,436	1,436	1,436	1,436	—
介護療養型医療施設	360	360	360	360	—
東部圏域	287	287	287	287	—
中部圏域	7	7	7	7	—
西部圏域	66	66	66	66	—
認知症グループホーム	1,062	1,134	1,206	1,206	144
東部圏域	252	279	279	279	27
中部圏域	369	369	414	414	45
西部圏域	441	486	513	513	72
特定施設	895	915	933	933	38
東部圏域	203	223	241	241	38
中部圏域	130	130	130	130	—
西部圏域	562	562	562	562	—

※介護老人福祉施設及び特定施設は、市町村が指定権限を有する地域密着型の施設を含む。

(参考) 介護保険施設等の定員状況について (平成23～26年度の比較)

(単位：人、%)

区分	H23. 4月現在				H26年度見込み			
	計	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部
認知症グループホーム	1,062	252	369	441	1,206	279	414	513
特別養護老人ホーム	2,965	1,243	554	1,168	3,163	1,383	554	1,226
老人保健施設	3,028	915	677	1,436	3,028	915	677	1,436
介護療養型医療施設	360	287	7	66	360	287	7	66
合計 a	7,415	2,697	1,607	3,111	7,757	2,864	1,652	3,241
要介護2～5の人数 b	17,726	6,972	3,382	7,372	17,726	6,972	3,382	7,372
割合 a/b	41.8%	38.7%	47.5%	42.2%	43.8%	41.1%	48.8%	44.0%

※割合は、平成23年度、26年度の介護保険施設等の定員を平成23年4月現在の要介護2～5の人数で除したものとします。

☆介護保険施設における個室ユニット化の割合

個室ユニット化の割合については、第4期計画策定時において、第1号被保険者1人あたりの特定入所者介護サービス費の居住費・滞在費の給付件数が全国で最も多く、所得の低い要介護者が施設サービス等を利用する割合が高いこと、また、居住費の関係でユニット型個室より多床室を希望することが多い、といった意見を踏まえ、平成26年度の個室ユニット化の割合を、介護保険施設については40% (国指針50%)、特別養護老人ホームについては60% (国指針70%) に設定しました。

(参考) 国の指針～要旨～

市町村は、平成26年度において介護保険施設(地域密着型を含む。以下同じ。)におけるそれらのサービスの利用者数の合計数のうちの要介護4・5の認定者数の合計数が占める割合を70%以上とすることを目標として設定する。
都道府県は、平成26年度の介護保険施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合を、50%以上(介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については70%以上)とすることを目標として設定する。

ユニット化の割合は、平成17年度(2005年度)に介護保険施設全体及び特別養護老人ホームがそれぞれ10.9%、22.7%だったものが、平成22年度(2010年度)においては26.9%、46.1%とユニット化が進んでいるところです。

しかしながら、第4期計画で定めた割合にまだまだ達していないことから、引き続き、同じ目標数値でユニット化を推進することとします。

また、ユニット化については、国の補助金と併せて県単独での補助も実施して推進していきます。

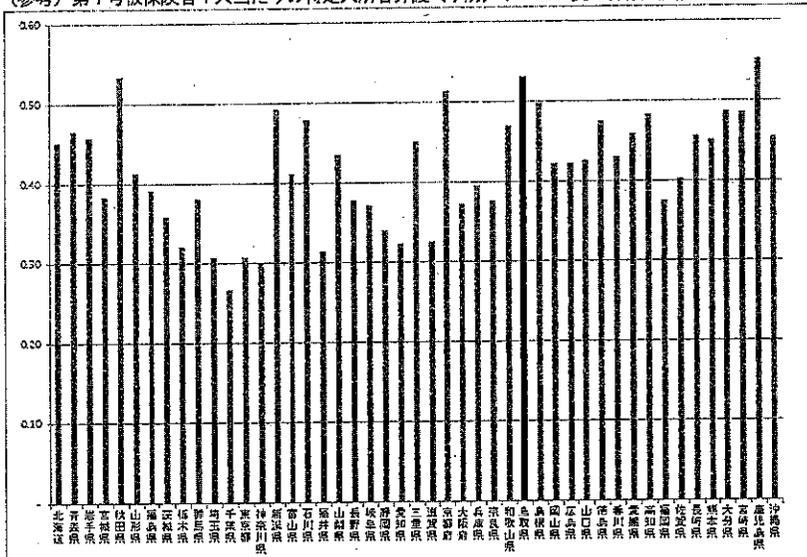
【介護保険施設の個室ユニット化の割合】

(単位：人、%)

区分	17年度 (実績)	19年度 (実績)	22年度 (実績)	26年度計画
介護保険施設全体	10.9%	23.3%	26.9%	40%
ユニット個室数/定員	665/6,120	1,403/6,004	1,664/6,179	—
うち特別養護老人ホーム	22.7%	38.9%	46.1%	60%
ユニット個室数/定員	647/2,581	1,110/2,851	1,313/2,851	—

※対象となる介護保険施設は、特養(地域密着型含む)、老健、療養型

(参考) 第1号被保険者1人当たりの特定入所者介護(予防)サービス費の件数(食費+居住費)



※平成21年度介護保険事業状況報告(年報)

【特定入所者介護サービス費】

所得の低い要介護者が施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、食費・居住費(滞在費)について補足給付として支給される費用

☆高齢者のニーズの的確な把握

特別養護老人ホームの入所申込者数の把握について、各特別養護老人ホーム等の協力のもと毎年度実施しているところですが、各施設において状況把握や申込者数の管理がまちまちであるため、より精緻な入所申込者数・待機者数が把握できるよう見直します。

【参考】特別養護老人ホームの入所申込者の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:人、%)

区分	要介護度1・2	要介護度3~5	計
全体	587 20.1%	2,331 79.9%	2,918 100.0%
うち在宅の方	251 8.6%	523 17.9%	774 26.5%
うち在宅でない方	336 11.5%	1,808 62.0%	2,144 73.5%

☆サービス付き高齢者向け住宅の普及

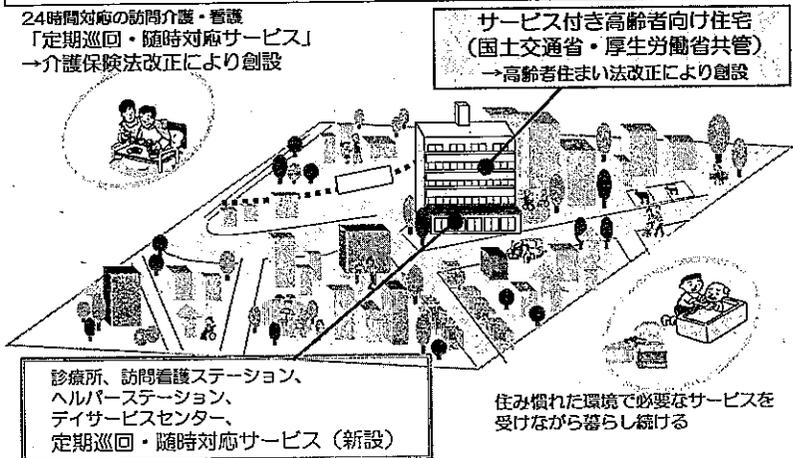
高齢者住まい法の改正により、これまで高齢者専用賃貸住宅等が「サービス付き高齢者向け住宅」として創設されました。

当該住宅は、元気な高齢者や比較的軽度の要介護者等が見守り等のサービスを受けながら暮らしていく住居として、多様化する高齢者のニーズに対応したものとなっています。

介護が必要な方であっても、平成24年度から始まる新たな地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)や、既存の在宅サービスを組み合わせることで、引き続き住み慣れた地域で暮らしていくことができることから、県としてもサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。

(参考) サービス付き高齢者向け住宅と介護保険の連携イメージ

日常生活や介護に不安を抱く「高齢単身・夫婦のみ世帯」が、特別養護老人ホームなどの施設への入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするよう、新たに創設される「サービス付き高齢者向け住宅」(高齢者住まい法:国土交通省・厚生労働省共管)に、24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」(介護保険法:厚生労働省)などの介護サービスを組み合わせた仕組みの普及を図る。



☆低所得者でも入所できる環境の整備

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険施設のうち、ユニット型施設については、所得の問題で入所できないといった声があります。

県としては、個室ユニット化の割合について県独自の目標を設定しているところですが、既存の社会福祉法人の低所得者の利用者負担軽減制度を一層普及させ、低所得の方であっても必要なサービスが適切に受けられる基盤づくりを推進していきます。

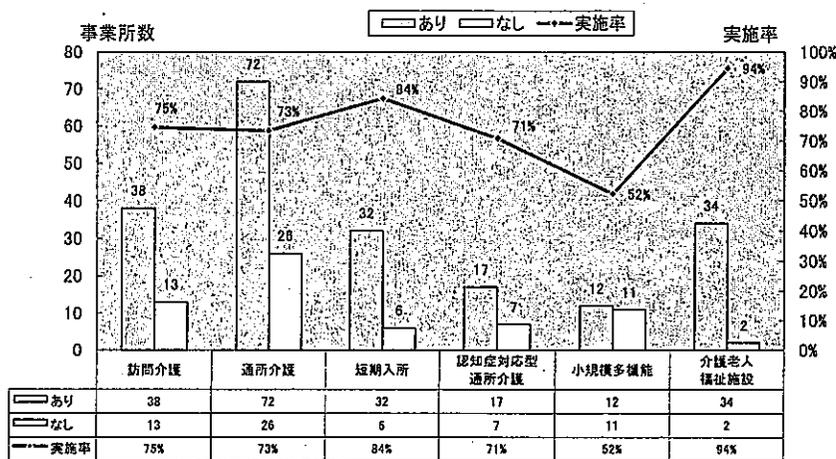
（参考）社会福祉法人等による低所得者の利用者負担軽減の取組状況

本県における社会福祉法人等の利用者負担軽減の取組状況は、平成23年12月末現在において58法人のうち43法人（74%）が取り組んでおり、実施率（社会福祉法人の対象実施サービスに占める利用者負担軽減を実施しているサービスの割合）は68%です。

※県内の社会福祉法人62法人のうち、4法人は対象サービス事業を実施していないため除いている。

当該事業は社会福祉法人の主体的な取組に基づく任意事業ですが、低所得者への支援策として重要な役割を果たしており、本県においても実施率100%を目指して、制度の普及、社会福祉法人の積極的な取組を促進します。

～社会福祉審議会介護給付費分科会（H22.9.21）における審議とりまとめ～
 国、自治体、社会福祉事業の主たる担い手たる社会福祉法人は、低所得者もユニット型施設に入所できるよう、実施率を100%を目標にその推進方策について検討すべき



※鳥取県長寿社会課調べ

（ミニ知識）介護保険サービスの種類について

介護保険サービスにはさまざまな種類があり、大きく分けて「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」に分類されます。

これらのサービスの内容は以下のとおりですが、これ以外にもケアプランを作成する居宅介護支援事業所や、介護予防プランを作成する地域包括支援センターがあり、介護が必要な高齢の方を支えています。

【居宅サービス】

種類	内容
訪問介護（※） ＜ホームヘルプ＞	介護福祉士等の訪問介護員が、居宅を訪問して、自立した生活を送れるよう、排泄・食事の介護、調理・洗濯等の家事援助等を行うもの
訪問入浴介護（※）	介護職員等が、居宅を入浴等で訪問して、入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るもの
訪問看護（※）	看護師等が、居宅を訪問して、医師の指示のもとで療養上の世話や必要な診療の補助を行うもの
訪問リハビリテーション（※）	理学療法士や作業療法士等が、居宅を訪問して、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行い、身体機能の維持回復を図るもの
居宅療養管理指導（※）	医師、歯科医師、薬剤師等が、居宅を訪問して、療養上の管理指導を行い、療養生活の質の向上を図るもの
福祉用具貸与（※）	居宅において自立した日常生活が送れるよう、福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行った上で貸与し、利用者の便宜と介護者の負担軽減を図るもの
福祉用具販売（※）	居宅において自立した日常生活が送れるよう、福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行った上で販売し、利用者の便宜と介護者の負担軽減を図るもの
通所介護（※） ＜デイサービス＞	デイサービスセンターに通い日常生活の世話と機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るもの
通所リハビリテーション（※） ＜デイケア＞	デイケアに通い、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復等を図るもの
短期入所生活介護（※） ＜ショート＞	施設に短期間入所して、排泄・食事の介護や日常生活上の世話や機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担を軽減するもの
短期入所療養介護（※）	施設に短期間入所して、看護・医学的管理下の介護・機能訓練や日常生活上の世話を行い、療養生活の質の向上と家族の身体的・精神的負担を軽減するもの
特定施設入居者生活介護（※）	有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅において、自立した生活を送れるよう、排泄・食事の介護、調理・洗濯等の家事援助等を行うもの（入居定員が30名以上のもの） ※特定施設には、特定施設の従業者がサービスを提供する「一般型」と施設以外の事業者がサービスを提供する「外部サービス利用型」がある ※また、入居者が要介護（要支援）者と配偶者に限られている「介護専用型」とそれ以外の「混合型」の2種類にも分類される

（※）があるものは介護予防サービスがあるもの

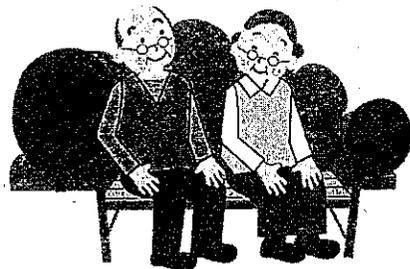
【地域密着型サービス】

種類	内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回又は通報により、介護福祉士等の訪問介護員が排泄・食事等の介護や日常生活上の世話をし、又は看護師等が医師の指示のもとで療養上の世話や必要な診療の補助を行うもの（平成24年度から導入）
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回又は通報により、介護福祉士等の訪問介護員が排泄・食事等の介護や日常生活上の世話をし行うもの
認知症対応型通所介護（※）	認知症の方を対象とした通所介護
小規模多機能型居宅介護（※）	訪問介護、通所介護、短期入所を組み合わせたサービスで、居宅や施設で排泄・食事等の介護や日常生活上の世話をし行うもの
認知症対応型共同生活介護（※）	認知症の方を対象に、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、排泄・食事等の介護や日常生活上の世話をし行うもの
地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が29名以下の特定施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29名以下の介護老人福祉施設
複合型サービス	小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたもの（平成24年度から導入）

（※）があるものは介護予防サービスがあるもの

【施設サービス】

サービスの種類	内容
介護老人福祉施設	入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設（入所定員が30名以上のもの）
介護老人保健施設	病状が安定期にある利用者に対して、看護・医学管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行うもので、在宅生活への復帰を目指すもの
介護療養型医療施設	病状が安定期にある長期療養が必要な利用者に対して、療養上の世話、看護・医学管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行うもので、在宅生活への復帰を目指すもの



3. 介護人材の確保・育成

高齢の方や要介護（要支援）者の増加に伴い、今後、ますます介護サービスを提供する側の人材確保が必要となってきます。

県では、主要施策の一つとして「雇用創造1万人」を目標に掲げており、とりわけ介護分野が雇用の場として期待されているところです。

また、介護職員の処遇改善やキャリア形成の支援を通じた人材の育成はもとより、離職率の低下など職場環境の改善や働きやすい職場づくりを推進することも、重要な課題になっています。

介護人材には、介護福祉士等の介護職員だけでなく、今後、高齢化・長寿化に伴い医療的ケアが必要な方の増加が見込まれますので、医師、看護職員や理学療法士、作業療法士の確保・育成も併せて推進していくことが必要です。

☆新規学卒者、離職者を対象とした就業支援の実施

「福祉の就職フェア」、「福祉の進路ガイダンス」、「福祉の職場体験セミナー」等を引き続き開催し、新規学卒者の介護分野への就労を支援します。

また、離職者が介護に関する知識・技術を身につけ、介護分野への就労に結びつくよう県立高等技術専門学校等において職業訓練を引き続き実施します。



【福祉の就職フェア2011夏の様子】

鳥取県社会福祉協議会では、毎年、福祉の現場で働くことを希望する新規学卒者等を対象とした就職フェアを実施しています。

就職フェアでは多くの社会福祉法人等が参加して自らの企業PRを実施したり、福祉現場に求められる人材をテーマとしたセミナーを開催するなど、将来の介護・福祉現場を担う人材の確保・育成に努めています。

☆雇用創出事業としての介護人材の確保

国の緊急雇用事業として平成21年度に創設した「働きながら資格をとる介護雇用プログラム」においては、平成23年度末までに、介護福祉士13名、ヘルパー2級取得者147名の介護職員を育成しました。

また、平成22年度からは「現任介護職員等研修支援事業」や「介護サービス向上のための職員加配事業」も行っています。

これらの事業については、介護サービス事業者、介護職員双方にとって利点のある就業支援であり、平成24年度においても引き続き事業を実施していきます。

【働きながら資格をとる介護雇用プログラム】

離職者等を職員として雇い入れ、介護施設で介護職員として働かせるとともに、介護資格取得のための研修を受講させる事業

【現任介護職員等研修支援事業】

介護サービス事業者が現任の介護職員を研修等に派遣させる際の代替職員を雇用する経費を負担することで、職員の資質向上及び新規雇用の創出を図る事業

【介護サービス向上のための職員加配事業】

配置基準を上回る職員を加配する介護サービス事業者に対して経費を負担することで、利用者の処遇向上及び新規雇用の創出を図る事業

☆介護職員の処遇改善

介護職員の処遇改善については、平成21年度の介護報酬改定のほか、介護職員処遇改善交付金により介護職員の賃金の改善を図っています。

これまで、介護の現場で一体となってサービスを提供する介護職員以外の職員の処遇改善等について、国に対して必要な要望を実施しているところです。

平成24年度からの介護職員の処遇改善は、報酬の加算により手当することになりますが、県内の実情等を勘案した上で、引き続き国に対して必要な見直し等を要望していきます。

【介護職員処遇改善交付金による介護職員1人当たりの処遇改善実績】

区分	平成21年度	平成22年度
鳥取県	14,036円	21,604円
(参考)全国	8,930円	15,160円

※介護従事者処遇状況等調査、鳥取県長寿社会課調べ

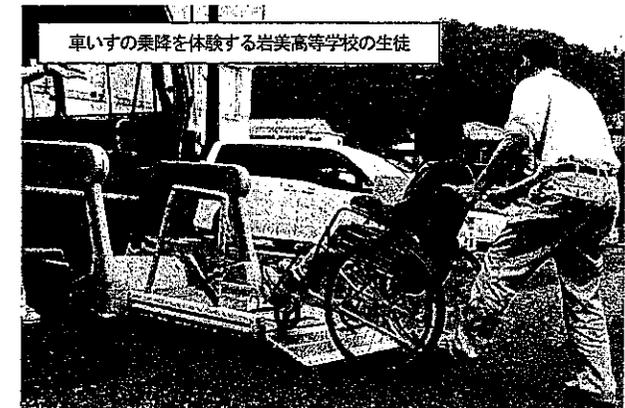
☆県立高等学校における福祉の職を目指す人材養成コースの設置の検討

現在、境港総合技術高校福祉科において介護福祉士の資格取得を目指す学科があるほか、ヘルパー2級の資格を取得できる高校が5校あります。

【参考】ヘルパー2級の取得ができる高等学校

：岩美高等学校、米子高等学校、境港総合技術高等学校、日野高等学校、倉吉北高等学校

県では、様々な人との関わりなどの体験や学習を通じて幅広い福祉マインドを醸成し、将来介護施設や福祉の現場で活躍する人材を育成する学科の設置を検討します。



☆看護職員の養成

鳥取県では看護職員を確保するため、これまで県内養成校の定員増や修学資金・奨学金、離職防止策等を実施してきたところです。

看護師の養成では、看護教員や実習先の確保などの問題もあり、人口の少ない鳥取県では、主に修学資金・奨学金により人材養成・確保を図ってきたところであり、その規模は全国トップクラスになっています。

来年度以降については、

- ・ 県内養成校の定員増
- ・ 過去最高の貸付枠の維持
- ・ 看護職員の継続就労に関する調査研究の実施など離職防止策の充実

等を通じて、引き続き看護職員の養成・確保を推進していきます。

☆鳥取労働局や介護労働安定センターなどの関係機関と連携した、職場環境の改善など労働関係法令の遵守に向けた取組の推進

大規模な介護サービス事業者では人材定着策が確立されているものの、中小の介護サービス事業者にあっては、離職に伴う慢性的な人材不足を訴える声もあり、介護職員の定着率の向上は喫緊の課題となっています。

このため、事業者としてのマネジメント能力の向上を推進するため、鳥取労働局や財団法人介護労働安定センターと連携して中小の介護サービス事業者の管理職的な立場にある方を対象とした研修等を実施します。

☆県独自の介護サービス事業者の離職・定着等の実態把握の実施

介護サービス事業者の離職・定着等に関するデータについては、毎年、財団法人介護労働安定センターが全国データを公表しているところです。

しかし、県内のデータとしてはサンプルも少なく、実態を正確に反映しているとは言い難い状況です。

このため、県独自の離職・定着に係る実態把握調査を実施し、調査結果を踏まえた今後の対応策を検討していくこととします。

☆その他

介護保険制度は、介護報酬や人員配置基準など国の制度に基づき実施しているため、適切な介護報酬の設定や人員配置基準のあり方など介護職員の処遇改善に必要な施策については、必要に応じて国に対して要望していきます。

このほか、今後も、鳥取県福祉を支える人づくり推進（支援）事業企画運営委員会において、県内の関係機関と連携し、人材確保・育成策の効果的な実施について検討していきます。

【鳥取県福祉を支える人づくり推進（支援）事業企画運営委員会】

県内の養成施設、介護福祉士会等の関係団体、鳥取労働局、介護労働安定センター、福祉・雇用・教育等の県関係課がメンバーとなり、介護・福祉人材の確保及び定着対策の実施方法や方策について検討するために設置している委員会

4. 介護サービスの質の向上

要介護者等がより良いサービスを受けるためには、介護職員一人ひとりが知識技能の向上に努めることはもとより、適切なケアプランに基づいた上で、質の高い介護職員によるサービスの提供が必要となってきます。

このために、介護職員が資質向上のために必要な知識技能等を修得できるよう各種研修等を実施するとともに、各介護サービス事業所自らも積極的に質の向上に取り組むことができるよう支援していきます。

☆現場のニーズに対応した介護職員の専門研修の実施等

介護職員を対象とした介護専門職研修については、引き続き現場のニーズに応じて研修内容の見直し等を行い、介護職員の資質向上につながる研修を実施していきます。

また、介護支援専門員を対象に実施している更新研修や実務研修において、自立支援の知識・技術を身につけるため、継続的に指導・実践を繰り返す研修を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図っていきます。

☆介護職員が行う「たん吸引等」の普及

たんの吸引や経管栄養等が必要な高齢の方が、在宅・施設を問わず、安心してサービスを受けられるよう、介護職員が「たん吸引等」を実施するための研修を実施します。

【介護職員が行う「たん吸引等」について】

介護保険法の一部改正により、平成24年度から、これまで医師や看護師等に限定されていたたんの吸引や経管栄養が、介護福祉士等の介護職員であっても一定の条件の下で行えるようになりました。

☆介護サービス事業者自らが質の向上に取り組む体制の推進

介護の質の向上は、介護職員の技術の向上や事業者の評価の向上だけでなく、利用者やその家族に満足してもらったり、喜んでってもらったりするために取り組んでいくものです。

このため、介護サービス事業者が自助努力により質の評価を高めていくよう、質の向上を目的とした第三者評価制度の実施を要請していきます。

また、介護の質の向上に取り組む事業者を幅広くPRするとともに、県内の事業者これらの取組が普及するよう支援します。



平成23年11月に境港で開催された「第2回オールジャパンケアコンテスト」の一場面（「認知症」「食事」「入浴」「排泄」「看取り」の5分野で介護の技術を披露する選手達）

技術を競うのではなく、「介護の質を向上させるためのエビデンスは何か」を考え、参加者の自己研鑽、利用者や家族等への介護に対する理解を目的としている。
(主催:こうほうえん)

☆鳥取型地域生活支援システムを担う人材育成

鳥取型地域生活支援システムの基礎固めをするためには、何よりも重要なのはそれを担う人材です。

全国的に見て、地域包括ケアの先進地と言われる地域では、市町村、事業者、地域にキーパーソンとなる者がいて、その地域の地域包括ケアをリードしています。

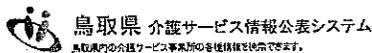
こうした人材を育成するために、国内先進地のキーパーソンを鳥取県内に招き、市町村、事業者、地域住民を対象とした研修を実施します。

☆介護サービス情報公表の推進

介護保険を利用される方が、介護サービス事業者を選択する際の参考にさせていただけるよう、介護サービス事業者のサービス内容がわかる情報を提供しています。

県では、引き続き利用される方の視点に立って、より便利でわかりやすいものが公表できるよう内容の充実を図っていきます。

また、この公表制度を通して、事業所の人材育成状況や労働関係法令の遵守状況を広く公表し、優良な事業者をPRするなど介護サービス事業者自らが質の向上に取り組んでいくことを支援していきます。



このサイトは、介護保険法の規定に基づいて、鳥取県内の介護サービス事業者（施設）が、その提供するサービス内容及び運営状況に関する情報を公表するシステムです。

サービス情報公表の目的

- ・ 県内各所の介護サービス事業者（施設）が、サービス内容及び運営状況に関する情報を公表します。
- ・ 公表情報は、事業者（施設）ごとに、基本情報と施設情報があります。（施設情報は、都道府県が、事業所認定調査をおこなった情報です。）
- ・ 利用される方が、この情報などをもとにして、より良いサービスの選択にお役立てください。
- ・ 介護サービスの提供が公表について
- ・ 公表を行う介護サービス事業者の取組方法

介護サービス情報検索

- 介護サービスの種類で検索する
- 住所で検索する
- キーワードで検索
キーワードを入力して検索を押してください
- 検索
- 検索キーワードを [page] 回
- 詳しい条件で検索
[URL] 検索エンジン

※介護サービス情報の公表は、鳥取県庁ホームページ（とりネット）からご覧いただくことができます。

5. 医療・介護の連携強化

医療・介護の連携については、平成21年4月の介護報酬改定や平成22年4月の診療報酬改定により、医療連携加算等の報酬上の評価を行ってきているところですが、

高齢者が、病院を退院して退院後に不安な時期を過ごすことがないように、また、在宅でも安心して医療ケア・介護サービスを受けられるには、在宅医療を推進するとともに、医療と介護の連携の強化が必要です。

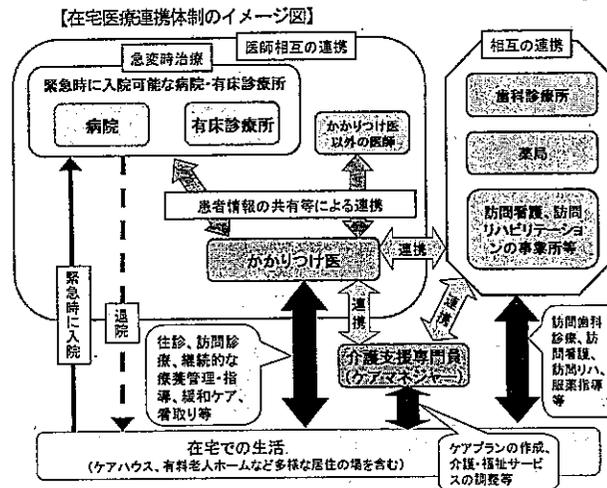
このために、在宅での医療サービスの充実に努めるとともに、入院時からケアマネジャーや地域包括支援センター等が介護保険の認定調査や介護サービス事業者への「橋渡し」役を行える体制の整備を図っていきます。

☆在宅医療の推進

治療や療養を必要とする方が、通院困難な状態にあっても居宅等の生活の場で必要な医療を受けられるように、医師等が居宅等を訪問して看取りまでを含めた医療を提供できる体制整備を目指します。

このために、県医師会と一体となって、医師相互やケアマネジャーとの連携を図り、在宅医療にスムーズにつなげるための退院前カンファレンスを推進します。

このほか、医師・看護師不足の課題や限られた医療資源を有効活用するために連携体制の構築が必要であることから、「鳥取県地域医療再生基金事業」を実施し、医療連携体制の構築や、医師・看護師の確保と質の向上を推進していきます。



＜事例紹介＞県内で唯一の在宅医療専門医院【ひだまりクリニック】

ひだまりクリニックでは、病院に足を運ぶのが難しい患者さんに対して、定期的に医師、看護師が訪問し、それぞれの現場に合った医療を提供しています。

例えば寝たきりで、移動することが困難な患者さんが病院を受診しようと思うと、病院を往復するだけでも大変ですし、待ち時間も長く、かえって体調を崩されてしまう場合もあります。

病院で受診する代わりに、医師、看護師が家に向き、定期的に訪問診療することにより、患者さんは家にいながら、診療を続けることができますし、薬も自宅に届けることができます。

医療度が高く、退院して自宅で過ごすのに不安がある場合は、退院する前に病院側と退院前のカンファレンスを行うようにしています。

病院側の主治医や看護師に、病状やADL（日常生活の状況）を情報提供してもらい、同伴したケアマネジャーとの間でどのような在宅サービスを提供したらよいかを話し合い、退院に向けて調整していきます。胃ろうや人工呼吸器など処置が多岐にわたる場合、家族の状況も考慮しながら、往診、訪問看護、訪問介護、訪問リハビリ等のサービスのプランを立てていきます。

家に帰られたその日から在宅での管理が始まるので、場合によっては入院中に吸引の仕方などを家族の方に指導して慣れておいてもらうこともあります。

癌の終末期で最期までお家で過ごされることもあります。

この場合は、医療的な治療より緩和ケアが中心になるため、それに合ったサービスを患者さんや家族の意向に合わせて調整していきますが、医師の訪問に加えて訪問看護との連携が重要になってきます。

介護疲れ等で最後は入院ということもありますが、それまでの間は自宅で過ごすことができるため、それはそれで意義があることと思っています。

以上のような在宅医療を、医師3人、訪問看護を看護師6人で行い、24時間の待機も交代で行っています。



呼吸器をつけた患者さんを病院から家に搬送し、自宅で呼吸器を設置

在宅で少しでも長く過ごしたい、最後を迎えたい患者さんが、より質の高い生活を送れるよう末永く支えたいと思っています。

ひだまりクリニック 福田幹久さん



☆医療的ケアが必要な方に適切なサービスが提供できる体制の整備

在宅における介護サービスのうち、特に要介護度が高い方は訪問看護など医療系サービスが必要となる割合が高くなってきます。

今後とも、在宅で安心して暮らしていくにあたって、訪問看護が担う役割は大きいことから、鳥取県看護協会と連携して、訪問看護のネットワーク化や、広く県民のみなさんや高齢の方、医師、ケアマネジャー等介護保険に携わる方々に訪問看護を理解していただくため、訪問看護を支援する取組を実施していきます。

【平成23年11月1日に開設した訪問看護コールセンターとっとり】



訪問看護コールセンターとっとりでは、高齢の方からの療養生活に関する悩みごと、困りごとに対する相談に応じたり、訪問看護サービスに関して、利用者や、病院・介護サービス事業者の橋渡し役を行っています。

☆地域における看取りの推進

高齢者にとっては、自らの人生を締め括ることが80年～90年と生きてきた人生の集大成であり、最期の姿に誇りをもって人生を終えたいと願っています。

しかしながら、重度化すると施設に入所し、最期が見え隠れすると病院に入院し、最期を迎えることが多くなっています。

人生の締めくくり方は、ひとそれぞれ違います。それぞれの人生にふさわしい形で最期を迎えられるよう、地域における看取りの体制を構築するため、医師会等関係機関と協力し、その方策を検討していきます。

☆認知症高齢者への支援

相談先・受診先の周知不足、かかりつけ医と専門医、介護専門職員や地域と医療機関の連携不足などにより生じる、認知症の方の受診と診断及びその後の地域での生活における課題を解決するため、医療・医療連携、医療・介護・地域等の切れ目ない連携を強化するとともに、鳥取県独自の認知症クリティカルパスを検討し、導入を進めていきます。

【認知症クリティカルパス】

認知症に関する医療機関・介護専門職や地域等で共通の認識を持ち、認知症の発症・診断から地域での生活まで切れ目ない連携を支援するツールです。形態は様々で、手帳の管理や各関係機関での共通書式の共有などがあります。

6. 介護給付適正化の推進

高齢者や要介護（要支援）者の増加に伴い、介護保険に要する経費は平成12年度の制度創設以来右肩上がりに増加しています。

介護保険制度が今後も県民のみなさんに信頼され、十分に機能していくためには、適正かつ適切なサービス提供となるよう県や市町村が介護給付の適正化に係る事業をより一層推進していくことが必要です。

このため、県としては以下の取組を実施していきます。

☆市町村が実施する介護給付適正化への支援

介護給付適正化については、国の指針により、市町村において①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修・福祉用具点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知を主要5事業として取り組むよう求められています。

県としても、市町村が効率的かつ効果的に事業を実施できるよう、先進地事例の紹介等情報提供を行うとともに、鳥取県国民健康保険団体連合会と連携して、市町村職員を対象とした主要5事業に係る研修を実施します。

また、市町村が権限を有する地域密着型サービスの事業者への指導等が適切に行えるよう、県が行う事業者への指導を共同で実施するとともに、市町村職員を対象とした指導監督に係る研修を実施します。

【主要5事業の内容】

区分	内容
①要介護認定の適正化	居宅介護支援事業所に委託している認定調査内容について点検
②ケアプランの点検	利用者の自立支援に資する適切なプランかどうか点検
③住宅改修・福祉用具点検	住宅改修が適切な規模・金額のものであるか、また、福祉用具の必要性や過度に高額なものでないか点検
④縦覧点検・医療情報との突合	算定回数に限りがあるものを複数月に渡って確認したり、サービス間・事業所間の給付の整合性を点検（縦覧点検）、医療給付情報と介護給付情報を突合し、疑義のある給付内容を点検（医療情報との突合）
⑤介護給付費通知	利用者に利用したサービスの請求状況・費用等について通知

☆県が取り組む介護給付適正化事業

(1) 要介護認定の適正化

要介護認定の適正化を推進するため、新任や現任の認定調査員や介護認定審査会委員を対象とした研修を各広域連合等（東部広域行政管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、西部広域行政管理組合）と共同で実施します。

また、要介護認定の際に必要な主治医意見書の平準化を図るため、各圏域の医師会に委託して主治医研修を実施します。

そのほか、圏域ごとの要介護認定に係る実績を分析し、市町村や介護保険審査会を所管する各広域連合等に周知を図り、要介護認定結果の平準化を推進します。

(参考) 要介護認定に係る圏域ごとのデータ

①二次判定における重症度変更率集計

全国平均と比べ、中部圏域は重度に変更される割合が高く、また、西部圏域では二次判定による変更の割合が少ない。

		変更なし			軽度		
		割合	割合	割合	割合	割合	割合
平成18年度	東部	66.6%	10.3%	23.1%			
	中部	77.7%	11.7%	10.6%			
	西部	66.2%	18.4%	13.4%			
	県平均	69.3%	14.0%	16.7%			
	全国平均	71.3%	20.7%	8.0%			
平成22年度	東部	84.3%	11.0%	4.7%			
	中部	83.6%	15.8%	0.6%			
	西部	92.4%	6.4%	1.2%			
	県平均	85.5%	11.6%	2.9%			
	全国平均	83.8%	13.7%	2.5%			
差引 (22-18)	東部	17.7%	0.7%	-18.4%			
	中部	5.9%	4.1%	-10.0%			
	西部	24.2%	-12.0%	-12.2%			
	県平均	16.2%	-2.4%	-13.8%			
	全国平均	12.5%	-7.0%	-5.5%			

②一次判定で「非該当」だったもののうち、二次判定においても「非該当」だったものの割合

全国平均と比べ、中部圏域は「非該当」であったものが「該当」になりやすく、逆に西部においては「非該当」のままの割合が高い。

		割合	
		割合	割合
平成18年度	東部	47.9%	
	中部	35.8%	
	西部	43.2%	
	県平均	43.7%	
	全国平均	32.9%	
平成22年度	東部	23.3%	
	中部	9.0%	
	西部	47.4%	
	県平均	19.6%	
	全国平均	22.0%	
差引 (22-18)	東部	-24.6%	
	中部	-26.8%	
	西部	4.2%	
	県平均	-24.1%	
	全国平均	-10.9%	

※上記表中のデータは要介護認定支援システムのデータ(米子市のデータを除く)を使用。

(2) 介護サービス事業者への指導監督の充実

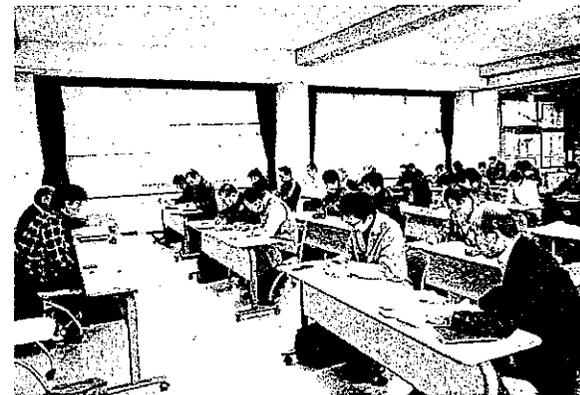
県内の介護サービス事業者の質の確保を図り、介護が必要な方が適切なサービスを受けられるよう、介護サービス事業者への指導監督について、効果的かつ効果的なものとなるよう指導監督の充実を図っていきます。

なお、指導監督の見直しの方向性は以下のとおりです。

〈見直しの方向性〉

- これまで、5～6年に1度であった指導監査（特に営利法人にあっては書面監査）を3年に1度とする。
- 保険者である市町村との連携の強化（共同での指導監督の実施や研修会の開催（再掲））
- 介護支援専門員連絡協議会と連携した居宅介護支援事業者への指導（ケアプランの適正化を推進）の検討
- 介護サービスの質の確保を図るため、専門員の配置や指導監査体制の充実策（介護保険法の一部改正により可能となる外部機関への委託）の検討

このほか、事業者や事業者団体が自主的に実施する運営等の基準や報酬の解釈に係る勉強会に積極的に参加して、県内の介護サービス事業者の質の向上を支援していきます。



【介護保険を充実する会】
県内の事業者が毎月集い、介護保険制度の動向について学んだり、現行制度の疑問点や課題等についての意見交換会を開催。常にアンテナを張って最新の動向を把握し、事業経営の安定やサービスの質の確保等を目指すとともに、行政に対して現場の生の声を伝えています。

7. その他

☆第5期介護保険料の抑制

介護保険法の一部改正により、平成24年度に限って、介護保険料の抑制等に資するよう介護保険財政安定化基金の一部を取り崩すことができることとされました。

鳥取県では、市町村に交付する分については要介護認定者の増や介護保険サービスの給付費増により第5期介護保険料は大幅な増加が見込まれることから、基金本来の目的を果たし得る最低限の額を確保した上で、極力、介護保険料の軽減に資するよう取り崩すこととしています。

なお、県が拠出した分については介護保険に関する事業に充てるよう努めることとなっていますが、鳥取県ではこの拠出分を上回る財源を使って「とっとり支え愛基金」を設置し、市町村が行う地域の支え愛に資する事業を支援するとともに、県としても支え愛に関する事業を実施することとしています。

(97ページ参照)

【第5期介護保険料推計(月額)】

第5期介護保険料	軽減しなかった場合の保険料額	軽減額
5,420円	5,502円	82円

※市町村の保険料額を加重平均したもの

【介護保険財政安定化基金】

介護保険料の未納や予定を超える介護給付費の増などにより、保険者である市町村の介護保険財政に不足が生じた場合に貸付け等をするために県に設置している基金で、国・県・市町村が運営に必要な資金を拠出しているもの。

第1期～第3期までは、毎年度、国・県・市町村が基金事業に必要な資金を拠出していたが、第4期以降は、一定の残高が保有できていたため、拠出は行っていない。

☆介護の大切さ・すばらしさの普及

平成20年に制定された「介護の日(11月11日)～いい日、いい日、毎日あったか介護ありがとう～」などを通じて、「介護」についての啓発を行っています。

現在、介護サービス事業者が自主的に介護の日のイベントを実施するなど、県民への普及が広がっていることから、県としても報道媒体を通じた支援をしています。

また、自治会や地区が行う介護保険や高齢者福祉施策の説明会(出前説明会)に積極的に参加して「介護に対する県民の理解」の普及に努めます。



11月11日「介護の日」イベントにおいて、高齢者の健康診断や相談に応じる介護職員(やよいデパートにて)

自分の健康状況を理解することで、介護が必要な状況にならないよう日々の生活を改善できるとともに、介護の制度を理解することで、万一介護が必要になった場合であっても、安心して必要なサービスを受けることができるようになります。

(主催:メディカサポート)

第4部

介護サービス等の見込みと介護保険施設等の整備目標

第1章 被保険者数、要介護（要支援）認定者数及び介護サービスの見込み

介護サービスなどの高齢者保健福祉サービスについては、3年間の計画期間ごとに高齢者数や要介護（要支援）認定者数の見込み、サービス量の見込みを定めることになっています。

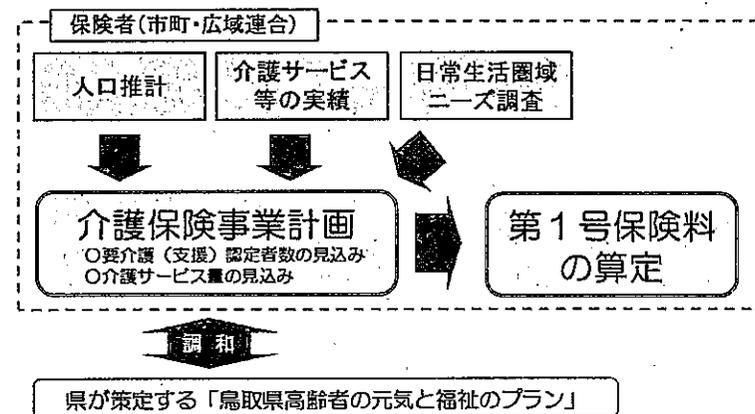
県の計画で定めるサービス量等の見込みや目標（施設定員数等）は、市町・広域連合（保険者）が作る計画のサービス量を集計したものです。

今回の見込量等については、これまでの人口推計や介護サービス量の実績等に加え、日常生活圏域ニーズ調査結果を反映したものになっています。

日常生活圏域ニーズ調査は、①どの地域に、②どのようなニーズを持った高齢者が、③どの程度生活しているか、を把握するためのもので、この調査結果を基に、より精緻な要介護（要支援）者数や介護サービスの見込量を算出しています。

保険者では、これらのデータを基に、第5期計画期間中の保険料額を算出することになります。

介護サービス量等の見込み



1. 被保険者数及び要介護（要支援）認定者数の見込み

(単位:人、%)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考) 26-23 増減	(参考) 26/23 伸び率	
【被保険者数】							
第1号 被保険者	計	152,963	156,985	161,301	165,513	12,550	108.2%
	東部圏域	58,044	59,980	62,279	64,552	6,508	111.2%
	中部圏域	30,824	31,503	32,159	32,744	1,920	106.2%
	西部圏域	64,095	65,502	66,863	68,217	4,122	106.4%
第2号 被保険者	計	198,637	196,029	193,272	190,520	△8,117	95.9%
	東部圏域	81,671	80,680	79,675	78,672	△2,999	96.3%
	中部圏域	36,931	36,376	35,629	34,923	△2,008	94.6%
	西部圏域	80,035	78,973	77,968	76,925	△3,110	96.1%
【要介護(要支援)認定者数】							
合計	計	30,315	31,731	32,930	34,125	3,810	112.6%
	東部圏域	11,576	12,258	12,992	13,694	2,118	118.3%
	中部圏域	6,119	6,246	6,397	6,578	459	107.5%
	西部圏域	12,620	13,227	13,541	13,853	1,233	109.8%
第1号 被保険者	計	29,480	30,867	32,073	33,272	3,792	112.9%
	東部圏域	11,226	11,904	12,636	13,332	2,106	118.8%
	中部圏域	5,971	6,081	6,234	6,412	441	107.4%
	西部圏域	12,283	12,882	13,203	13,528	1,245	110.1%
第2号 被保険者	計	835	864	857	853	18	102.2%
	東部圏域	350	354	356	362	12	103.4%
	中部圏域	148	165	163	166	18	112.2%
	西部圏域	337	345	338	325	△12	96.4%

2. 要介護認定率の見込み

(単位:%)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	26-23 増減
県合計	19.3%	19.7%	19.9%	20.1%	0.8%
東部圏域	19.3%	19.8%	20.3%	20.7%	1.3%
中部圏域	19.4%	19.3%	19.4%	19.6%	0.2%
西部圏域	19.2%	19.7%	19.7%	19.8%	0.7%

※要介護認定率は第1号被保険者のうち、要介護(要支援)認定を受けている者の割合

3. 要介護度別の認定者数の見込み

(単位:人、%)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考) 26-23 増減	(参考) 26/23 伸び率
県合計	30,315	31,731	32,930	34,125	3,810	112.6%
東部圏域	11,576	12,258	12,992	13,694	2,118	118.3%
	6,119	6,246	6,397	6,578	459	107.5%
	12,620	13,227	13,541	13,853	1,233	109.8%
要支援1	3,609	3,680	3,771	3,860	251	107.0%
東部圏域	1,375	1,393	1,422	1,451	76	105.5%
	809	825	848	884	75	109.3%
	1,425	1,462	1,501	1,525	100	107.0%
要支援2	4,167	4,395	4,598	4,829	662	115.9%
東部圏域	1,561	1,717	1,854	2,000	419	128.5%
	777	798	814	841	64	108.2%
	1,809	1,880	1,930	1,988	179	109.9%
要介護1	4,584	4,763	4,926	5,134	550	112.0%
東部圏域	1,537	1,648	1,760	1,877	340	122.1%
	1,111	1,100	1,101	1,131	20	101.8%
	1,936	2,015	2,065	2,126	190	109.8%
要介護2	5,327	5,616	5,808	5,948	621	111.7%
東部圏域	2,066	2,165	2,277	2,378	312	115.1%
	1,062	1,102	1,121	1,128	66	106.2%
	2,199	2,349	2,410	2,442	243	111.1%
要介護3	4,228	4,405	4,527	4,654	426	110.1%
東部圏域	1,693	1,739	1,790	1,838	145	108.6%
	876	897	938	983	107	112.2%
	1,659	1,769	1,799	1,833	174	110.5%
要介護4	4,115	4,284	4,448	4,610	495	112.0%
東部圏域	1,470	1,558	1,647	1,729	259	117.6%
	778	800	824	848	70	109.0%
	1,867	1,926	1,977	2,033	166	108.9%
要介護5	4,285	4,588	4,852	5,090	805	118.8%
東部圏域	1,854	2,038	2,242	2,421	567	130.6%
	706	724	751	763	57	108.1%
	1,725	1,826	1,859	1,906	181	110.5%

4. 介護サービスの見込み（年間）

(1) 県全域

※ 費用額は、介護サービスに係る介護給付費と利用者負担分1割を合算した額。以下同じ。

(単位:千円、回、人、日、%)

	24年度	25年度	26年度	26/24伸び
(1) 居宅サービス	19,323,602	20,355,320	21,418,520	110.8%
① 訪問介護				
費用	2,443,536	2,610,297	2,784,261	113.9%
回数	746,032	797,628	849,752	113.9%
人数	40,446	42,753	45,162	111.7%
② 訪問入浴介護				
費用	187,151	214,210	239,490	128.0%
回数	14,791	16,783	18,789	127.0%
人数	3,256	3,713	4,166	127.9%
③ 訪問看護				
費用	674,748	727,329	785,356	116.4%
回数	89,431	96,290	103,686	115.9%
人数	14,968	16,045	17,213	115.0%
④ 訪問リハビリテーション				
費用	180,381	196,778	215,347	119.4%
回数	53,306	58,325	64,047	120.1%
人数	5,947	6,482	7,094	119.3%
⑤ 居宅療養管理指導				
費用	107,981	111,437	115,030	106.5%
人数	13,502	14,201	14,744	109.2%
⑥ 通所介護				
費用	7,796,758	8,218,657	8,640,930	110.8%
回数	892,916	936,082	981,704	109.9%
人数	81,358	85,359	89,489	110.0%
⑦ 通所リハビリテーション				
費用	3,356,893	3,473,761	3,603,473	107.3%
回数	350,356	362,174	375,164	107.1%
人数	36,734	38,018	39,410	107.3%
⑧ 短期入所生活介護				
費用	1,457,476	1,537,159	1,617,645	111.0%
日数	152,304	160,863	169,505	111.3%
人数	15,205	16,035	16,874	111.0%
⑨ 短期入所療養介護				
費用	574,029	619,082	668,664	116.5%
日数	50,696	54,648	59,038	116.5%
(人数)	6,326	11,849	7,467	118.0%
⑩ 特定施設入居者生活介護				
費用	1,420,685	1,448,079	1,473,201	103.7%
人数	7,774	7,935	8,052	103.6%
⑪ 福祉用具貸与				
費用	1,071,131	1,142,532	1,217,656	113.7%
人数	76,879	81,377	102,097	132.6%
⑫ 特定福祉用具販売				
費用	52,833	55,999	57,467	108.8%
人数	1,838	1,914	1,995	108.5%
(2) 地域密着型サービス	7,081,978	7,921,229	8,239,342	116.3%
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
費用	316,263	375,298	428,853	135.6%
人数	1,776	2,088	2,364	133.1%

	24年度	25年度	26年度	26/24伸び
② 夜間対応型訪問介護				
費用	7,492	7,766	8,287	110.6%
人数	418	440	465	111.2%
③ 認知症対応型通所介護				
費用	923,282	983,517	1,044,893	113.2%
回数	86,392	91,434	96,676	111.9%
(人数)	7,176	7,567	7,992	111.4%
④ 小規模多機能型居宅介護				
費用	1,815,069	1,992,219	2,152,008	118.6%
人数	9,147	10,068	10,946	119.7%
⑤ 認知症対応型共同生活介護				
費用	3,599,177	3,899,747	3,924,866	109.0%
人数	13,652	14,850	14,928	109.3%
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護				
費用	15,000	62,345	62,345	415.6%
人数	82	298	298	363.4%
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
費用	125,023	310,548	318,322	254.6%
人数	444	1,122	1,165	262.4%
⑧ 複合型サービス				
費用	280,672	289,789	299,768	106.8%
人数	1,251	1,294	1,337	106.9%
(3) 住宅改修	141,371	146,756	152,116	107.6%
費用	141,371	146,756	152,116	107.6%
人数	1,752	1,821	1,885	107.6%
(4) 居宅介護支援	1,989,680	2,095,021	2,212,672	111.2%
費用	1,989,680	2,095,021	2,212,672	111.2%
人数	143,149	150,965	159,745	111.6%
(5) 介護保険施設サービス	21,392,373	21,653,905	21,899,078	102.4%
① 介護老人福祉施設				
費用	9,800,628	10,049,194	10,292,126	105.0%
人数	35,558	36,466	37,345	105.0%
② 介護老人保健施設				
費用	10,064,702	10,073,554	10,076,062	100.1%
人数	34,878	34,912	34,922	100.1%
③ 介護療養型医療施設				
費用	1,527,043	1,531,157	1,530,890	100.3%
人数	3,998	4,010	4,010	100.3%
④ 療養病床(医療保険適用)からの転換分				
費用	0	0	0	—
人数	0	0	0	—
介護費用計(小計)→(I)	49,929,004	52,172,231	53,921,728	108.0%

(単位:千円、回、人、日、%)

	24年度	25年度	26年度	26/24伸び
(1) 介護予防サービス	2,595,361	2,759,166	2,928,220	112.8%
① 介護予防訪問介護				
費用	445,140	473,608	503,114	113.0%
人数	20,979	22,234	23,588	112.4%
② 介護予防訪問入浴介護				
費用	831	1,027	1,225	147.4%
回数	105	130	154	146.7%
(人数)	41	52	64	156.1%

	24年度	25年度	26年度	26/24伸び
③介護予防訪問看護				
費用	42,174	44,781	45,955	109.0%
回数	6,450	6,884	7,008	108.7%
(人数)	1,528	1,628	1,663	108.8%
④介護予防訪問リハビリテーション				
費用	32,008	33,785	35,539	111.0%
回数	9,783	10,347	10,911	111.5%
(人数)	1,158	1,219	1,281	110.6%
⑤介護予防居宅療養管理指導				
費用	8,509	8,713	9,040	106.2%
人数	1,173	1,207	1,259	107.3%
⑥介護予防通所介護				
費用	1,081,178	1,155,890	1,231,995	113.9%
人数	29,753	31,669	33,622	113.0%
⑦介護予防通所リハビリテーション				
費用	737,340	781,370	827,759	112.3%
人数	17,180	18,107	19,035	110.8%
⑧介護予防短期入所生活介護				
費用	19,026	22,486	26,028	136.8%
日数	2,693	3,178	3,672	136.4%
(人数)	569	655	748	131.5%
⑨介護予防短期入所療養介護				
費用	5,629	6,366	7,108	126.3%
日数	541	631	723	133.6%
(人数)	141	188	194	137.6%
⑩介護予防特定施設入居者生活介護				
費用	126,800	128,876	132,255	104.3%
人数	1,463	1,489	1,524	104.2%
⑪介護予防福祉用具貸与				
費用	75,254	79,740	84,533	112.3%
人数	15,355	16,304	17,334	112.9%
⑫特定介護予防福祉用具販売				
費用	21,472	22,524	23,669	110.2%
人数	1,120	1,175	1,232	110.0%
(2)地域密着型介護予防サービス	100,357	106,268	110,982	110.6%
①介護予防認知症対応型通所介護				
費用	15,875	16,888	17,903	112.8%
回数	1,802	1,915	2,029	112.6%
(人数)	338	356	375	110.9%
②介護予防小規模多機能型居宅介護				
費用	70,931	75,871	79,313	111.8%
人数	1,135	1,212	1,269	111.8%
③介護予防認知症対応型共同生活介護				
費用	13,551	13,508	13,766	101.6%
人数	61	61	62	101.6%
(3)住宅改修	103,390	108,460	113,067	109.4%
費用	103,390	108,460	113,067	109.4%
人数	1,251	1,313	1,376	110.0%
(4)介護予防支援	288,102	308,452	330,284	114.6%
費用	288,102	308,452	330,284	114.6%
人数	65,723	70,366	75,343	114.6%
予防費用計(小計)→(Ⅱ)	3,087,210	3,282,346	3,482,553	112.8%
総費用(合計)→(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	53,016,214	55,454,577	57,404,281	108.3%

(2) 東部圏域

(単位:千円、回、人、日、%)

	24年度	25年度	26年度	26/24伸び
(1)居宅サービス	6,950,227	7,543,316	8,137,136	117.1%
①訪問介護				
費用	945,912	1,039,027	1,132,176	119.7%
回数	305,702	334,799	361,990	118.4%
人数	15,286	16,569	17,801	116.5%
②訪問入浴介護				
費用	130,659	153,371	174,292	133.4%
回数	10,043	11,668	13,309	132.5%
人数	2,280	2,638	2,998	131.5%
③訪問看護				
費用	243,689	279,274	314,930	129.2%
回数	30,545	34,953	39,203	128.3%
人数	5,613	6,331	7,060	125.8%
④訪問リハビリテーション				
費用	42,182	46,982	51,786	122.8%
回数	13,230	14,740	16,251	122.8%
人数	1,533	1,696	1,858	121.2%
⑤居宅療養管理指導				
費用	52,073	52,393	52,716	101.2%
人数	6,921	6,973	7,025	101.5%
⑥通所介護				
費用	3,226,266	3,485,176	3,745,335	116.1%
回数	337,889	363,024	388,328	114.9%
人数	32,143	34,346	36,535	113.7%
⑦通所リハビリテーション				
費用	831,093	899,958	968,859	116.6%
回数	77,956	84,177	90,394	116.0%
人数	9,801	10,527	11,253	114.8%
⑧短期入所生活介護				
費用	394,929	433,933	472,959	119.8%
日数	39,696	44,040	48,381	121.9%
人数	4,512	4,913	5,318	117.9%
⑨短期入所療養介護				
費用	253,049	276,433	299,831	118.5%
日数	20,951	22,916	24,849	118.6%
(人数)	2,448	2,688	2,924	119.4%
⑩特定施設入居者生活介護				
費用	393,277	393,862	394,463	100.3%
人数	2,254	2,257	2,261	100.3%
⑪福祉用具貸与				
費用	416,103	460,600	506,102	121.6%
人数	30,533	33,261	36,031	118.0%
⑫特定福祉用具販売				
費用	20,995	22,307	23,687	112.8%
人数	795	843	894	112.5%
(2)地域密着型サービス	2,668,484	2,956,337	3,115,111	116.7%
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
費用	82,532	82,532	82,532	100.0%
人数	600	600	600	100.0%
②夜間対応型訪問介護				
費用	0	0	0	-
人数	0	0	0	-

	24年度	25年度	26年度	26/24伸び
③認知症対応型通所介護				
費用	452,623	499,969	547,314	120.9%
回数	38,847	42,625	46,402	119.4%
(人数)	3,309	3,613	3,919	118.4%
④小規模多機能型居宅介護				
費用	1,100,058	1,204,462	1,308,865	119.0%
人数	5,157	5,617	6,078	117.9%
⑤認知症対応型共同生活介護				
費用	791,623	877,389	880,606	111.2%
人数	2,960	3,284	3,296	111.4%
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護				
費用	15,000	62,345	62,345	415.6%
人数	82	298	298	363.4%
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
費用	72,538	75,530	79,339	109.4%
人数	264	275	289	109.5%
⑧複合型サービス				
費用	154,110	154,110	154,110	100.0%
人数	612	612	612	100.0%
(3)住宅改修				
費用	60,550	65,548	70,549	116.5%
人数	768	819	869	113.2%
(4)居宅介護支援				
費用	736,419	805,353	874,214	118.7%
費用	736,419	805,353	874,214	118.7%
人数	54,661	59,990	65,310	119.5%
(5)介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設				
費用	4,148,399	4,384,014	4,619,410	111.4%
人数	14,982	15,834	16,686	111.4%
②介護老人保健施設				
費用	3,257,183	3,260,634	3,260,430	100.1%
人数	10,864	10,876	10,876	100.1%
③介護療養型医療施設				
費用	1,331,366	1,336,160	1,336,160	100.4%
人数	3,426	3,438	3,438	100.4%
④療養病床(医療保険適用)からの転換分				
費用	0	0	0	-
人数	0	0	0	-
介護費用計(小計)→(I)	19,152,628	20,351,362	21,413,010	111.8%

(単位:千円、回、人、日、%)

	24年度	25年度	26年度	26/24伸び
(1)介護予防サービス	872,925	940,811	1,009,363	115.6%
①介護予防訪問介護				
費用	190,142	204,522	219,138	115.2%
人数	8,507	9,080	9,663	113.6%
②介護予防訪問入浴介護				
費用	654	719	785	120.0%
回数	77	85	93	120.8%
(人数)	20	22	25	125.0%
③介護予防訪問看護				
費用	10,135	11,018	11,911	117.5%
回数	1,494	1,627	1,756	117.5%
(人数)	424	452	481	113.4%

	24年度	25年度	26年度	26/24伸び
④介護予防訪問リハビリテーション				
費用	9,894	10,761	11,627	117.5%
回数	3,196	3,476	3,756	117.5%
(人数)	328	356	384	117.1%
⑤介護予防居宅療養管理指導				
費用	2,678	2,814	2,956	110.4%
人数	415	438	462	111.3%
⑥介護予防通所介護				
費用	406,413	438,152	469,932	115.6%
人数	11,074	11,760	12,457	112.5%
⑦介護予防通所リハビリテーション				
費用	180,511	197,450	214,610	118.9%
人数	4,052	4,379	4,709	116.2%
⑧介護予防短期入所生活介護				
費用	6,794	7,296	7,844	115.5%
日数	972	1,043	1,120	115.2%
(人数)	256	270	291	113.7%
⑨介護予防短期入所療養介護				
費用	563	585	606	107.6%
日数	64	66	69	107.8%
(人数)	8	9	10	125.0%
⑩介護予防特定施設入居者生活介護				
費用	35,144	35,144	35,144	100.0%
人数	492	492	492	100.0%
⑪介護予防福祉用具貸与				
費用	22,129	23,889	25,755	116.4%
人数	5,347	5,742	6,165	115.3%
⑫特定介護予防福祉用具販売				
費用	7,868	8,461	9,055	115.1%
人数	526	555	584	111.0%
(2)地域密着型介護予防サービス	31,027	33,697	36,368	117.2%
①介護予防認知症対応型通所介護				
費用	6,135	6,721	7,306	119.1%
回数	648	707	767	118.4%
(人数)	129	138	147	114.0%
②介護予防小規模多機能型居宅介護				
費用	24,892	26,976	29,062	116.8%
人数	373	396	421	112.9%
③介護予防認知症対応型共同生活介護				
費用	0	0	0	-
人数	0	0	0	-
(3)住宅改修				
費用	44,011	46,968	49,925	113.4%
費用	44,011	46,968	49,925	113.4%
人数	577	604	631	109.4%
(4)介護予防支援				
費用	100,616	111,400	122,188	121.4%
費用	100,616	111,400	122,188	121.4%
人数	23,578	26,108	28,640	121.5%
予防費用計(小計)→(II)	1,048,579	1,132,876	1,217,844	116.1%
総費用(合計)→(III)=(I)+(II)	20,201,207	21,484,238	22,630,854	112.0%

(3) 中部圏域

(単位:千円、回、人、日、%)

	24年度	25年度	26年度	26/24伸び
(1) 居宅サービス	4,253,388	4,377,456	4,495,544	105.7%
①訪問介護				
費用	456,662	469,837	485,609	106.3%
回数	109,804	112,669	116,500	106.1%
人数	8,820	9,039	9,279	105.2%
②訪問入浴介護				
費用	21,742	23,274	23,911	110.0%
回数	1,932	2,058	2,112	109.3%
人数	356	389	408	114.6%
③訪問看護				
費用	104,032	107,015	111,506	107.2%
回数	12,499	12,953	13,537	108.3%
人数	2,186	2,255	2,347	107.4%
④訪問リハビリテーション				
費用	26,740	28,036	29,512	110.4%
回数	4,842	5,162	5,530	114.2%
人数	903	969	1,036	114.7%
⑤居宅療養管理指導				
費用	13,968	14,352	14,674	105.1%
人数	2,209	2,443	2,542	115.1%
⑥通所介護				
費用	1,933,874	1,984,251	2,023,899	104.7%
回数	236,773	241,830	247,273	104.4%
人数	17,927	18,376	18,865	105.2%
⑦通所リハビリテーション				
費用	882,650	910,922	939,120	106.4%
回数	101,242	104,796	108,222	106.9%
人数	9,314	9,668	9,994	107.3%
⑧短期入所生活介護				
費用	405,948	417,861	433,165	106.7%
日数	42,645	43,949	45,598	106.9%
人数	2,969	3,085	3,220	108.5%
⑨短期入所療養介護				
費用	91,056	95,986	99,178	108.9%
日数	8,305	8,749	9,065	109.2%
(人数)	1,109	1,198	1,261	113.7%
⑩特定施設入居者生活介護				
費用	113,433	115,217	117,449	103.5%
人数	798	826	830	104.0%
⑪福祉用具貸与				
費用	193,106	200,124	206,502	106.9%
人数	14,239	14,697	31,169	218.9%
⑫特定福祉用具販売				
費用	10,177	10,581	11,019	108.3%
人数	304	314	324	106.6%
(2) 地域密着型サービス	1,579,049	1,759,392	1,819,486	115.2%
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
費用	0	0	0	-
回数	0	0	0	-
人数	0	0	0	-
②夜間対応型訪問介護				
費用	0	0	0	-
回数	0	0	0	-
人数	0	0	0	-

	24年度	25年度	26年度	26/24伸び
③認知症対応型通所介護				
費用	99,654	101,713	104,828	105.2%
回数	11,237	11,480	11,850	105.5%
(人数)	846	870	909	107.4%
④小規模多機能型居宅介護				
費用	262,936	320,639	359,369	136.7%
人数	1,430	1,798	2,118	148.1%
⑤認知症対応型共同生活介護				
費用	1,216,459	1,337,040	1,355,289	111.4%
人数	4,799	5,277	5,331	111.1%
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護				
費用	0	0	0	-
人数	0	0	0	-
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
費用	0	0	0	-
人数	0	0	0	-
⑧複合型サービス				
費用	0	0	0	-
人数	0	0	0	-
(3) 住宅改修				
費用	27,884	27,808	28,424	101.9%
回数	27,884	27,808	28,424	101.9%
人数	307	306	313	102.0%
(4) 居宅介護支援				
費用	429,933	438,261	449,422	104.5%
回数	429,933	438,261	449,422	104.5%
人数	30,163	30,762	31,643	104.9%
(5) 介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設				
費用	1,729,512	1,738,251	1,741,945	100.7%
回数	6,515	6,559	6,574	100.9%
②介護老人保健施設				
費用	2,320,388	2,325,123	2,326,526	100.3%
回数	8,341	8,363	8,373	100.4%
③介護療養型医療施設				
費用	35,578	34,756	33,992	95.5%
回数	96	96	96	100.0%
④療養病床(医療保険適用)からの転換分				
費用	0	0	0	-
回数	0	0	0	-
介護費用計(小計)→(I)	10,375,732	10,701,047	10,895,339	105.0%

(単位:千円、回、人、日、%)

	24年度	25年度	26年度	26/24伸び
(1) 介護予防サービス	635,445	684,681	742,139	116.8%
①介護予防訪問介護				
費用	94,125	102,569	112,119	119.1%
回数	4,421	4,831	5,346	120.9%
②介護予防訪問入浴介護				
費用	46	47	48	104.3%
回数	12	13	13	108.3%
(人数)	13	14	15	115.4%
③介護予防訪問看護				
費用	7,860	8,180	8,504	108.2%
回数	1,018	1,061	1,105	108.5%
(人数)	256	268	283	110.5%

	24年度	25年度	26年度	26/24伸び
④介護予防訪問リハビリテーション				
費用	7,672	7,900	8,133	106.0%
回数	1,817	1,877	1,939	106.7%
(人数)	274	284	293	106.9%
⑤介護予防居宅療養管理指導				
費用	499	530	564	113.0%
人数	63	66	70	111.1%
⑥介護予防通所介護				
費用	289,826	312,321	338,627	116.8%
人数	8,090	8,749	9,505	117.5%
⑦介護予防通所リハビリテーション				
費用	200,335	216,980	236,832	118.2%
人数	4,513	4,845	5,239	116.1%
⑧介護予防短期入所生活介護				
費用	2,866	3,102	3,357	117.1%
日数	246	266	285	115.9%
(人数)	67	72	77	114.9%
⑨介護予防短期入所療養介護				
費用	2,844	2,900	2,958	104.0%
日数	125	126	127	101.6%
(人数)	59	75	90	152.5%
⑩介護予防特定施設入居者生活介護				
費用	4,030	4,092	4,155	103.1%
人数	78	78	80	102.6%
⑪介護予防福祉用具貸与				
費用	20,613	21,104	21,667	105.1%
人数	3,215	3,311	3,432	106.7%
⑫特定介護予防福祉用具販売				
費用	4,729	4,956	5,175	109.4%
人数	210	222	236	112.4%
(2)地域密着型介護予防サービス	27,593	29,528	30,266	109.7%
①介護予防認知症対応型通所介護				
費用	1,314	1,350	1,387	105.6%
回数	193	199	204	105.7%
(人数)	48	49	51	106.3%
②介護予防小規模多機能型居宅介護				
費用	17,461	19,403	19,846	113.7%
人数	264	300	315	119.3%
③介護予防認知症対応型共同生活介護				
費用	8,818	8,775	9,033	102.4%
人数	37	37	38	102.7%
(3)住宅改修	24,250	24,922	25,633	105.7%
費用	24,250	24,922	25,633	105.7%
人数	259	264	270	104.2%
(4)介護予防支援	73,141	78,019	84,125	115.0%
費用	73,141	78,019	84,125	115.0%
人数	15,489	16,518	17,825	115.1%
予防費用計(小計)→(Ⅱ)	780,429	817,150	882,163	116.0%
総費用(合計)→(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	11,136,161	11,518,197	11,777,502	105.8%

(4) 西部圏域

(単位:千円、回、人、日、%)

	24年度	25年度	26年度	26/24伸び
(1)居宅サービス	8,119,987	8,434,548	8,785,840	108.2%
①訪問介護				
費用	1,040,962	1,101,433	1,166,476	112.1%
回数	330,528	350,160	371,262	112.3%
人数	16,340	17,145	18,082	110.7%
②訪問入浴介護				
費用	34,750	37,565	41,287	118.8%
回数	2,816	3,057	3,368	119.6%
人数	620	686	760	122.6%
③訪問看護				
費用	327,027	341,040	358,920	109.8%
回数	46,387	48,384	50,946	109.8%
人数	7,169	7,459	7,806	108.9%
④訪問リハビリテーション				
費用	111,459	121,760	134,049	120.3%
回数	35,234	38,423	42,266	120.0%
人数	3,511	3,817	4,200	119.6%
⑤居宅療養管理指導				
費用	41,940	44,692	47,640	113.6%
人数	4,372	4,785	5,177	118.4%
⑥通所介護				
費用	2,636,618	2,749,230	2,871,696	108.9%
回数	318,254	331,228	346,103	108.8%
人数	31,288	32,637	34,089	109.0%
⑦通所リハビリテーション				
費用	1,643,150	1,662,881	1,695,494	103.2%
回数	171,158	173,201	176,548	103.1%
人数	17,619	17,823	18,163	103.1%
⑧短期入所生活介護				
費用	656,599	685,365	711,521	108.4%
日数	69,963	72,874	75,526	108.0%
人数	7,724	8,037	8,336	107.9%
⑨短期入所療養介護				
費用	229,924	246,663	269,655	117.3%
日数	21,440	22,983	25,124	117.2%
(人数)	2,769	7,963	3,282	118.5%
⑩特定施設入居者生活介護				
費用	913,975	939,000	961,289	105.2%
人数	4,722	4,852	4,961	105.1%
⑪福祉用具貸与				
費用	461,922	481,808	505,052	109.3%
人数	32,107	33,419	34,897	108.7%
⑫特定福祉用具販売				
費用	21,661	23,111	22,761	105.1%
人数	739	757	777	105.1%
(2)地域密着型サービス	2,834,445	3,205,500	3,304,745	116.6%
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
費用	233,731	292,766	346,321	148.2%
人数	1,176	1,488	1,764	150.0%
②夜間対応型訪問介護				
費用	7,492	7,766	8,287	110.6%
人数	418	440	465	111.2%

	24年度	25年度	26年度	26/24伸び
③認知症対応型通所介護				
費用	371,005	381,835	392,751	105.9%
回数	36,308	37,329	38,424	105.8%
(人数)	3,021	3,084	3,164	104.7%
④小規模多機能型居宅介護				
費用	452,075	467,118	483,774	107.0%
人数	2,560	2,653	2,750	107.4%
⑤認知症対応型共同生活介護				
費用	1,591,095	1,685,318	1,688,971	106.2%
人数	5,893	6,289	6,301	106.9%
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護				
費用	0	0	0	—
人数	0	0	0	—
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
費用	52,485	235,018	238,983	455.3%
人数	180	847	876	486.7%
⑧複合型サービス				
費用	126,562	135,679	145,658	115.1%
人数	639	682	725	113.5%
(3)住宅改修				
費用	52,937	53,400	53,143	100.4%
費用	52,937	53,400	53,143	100.4%
人数	677	696	703	103.8%
(4)居宅介護支援				
費用	823,328	851,407	889,036	108.0%
費用	823,328	851,407	889,036	108.0%
人数	58,325	60,213	62,792	107.7%
(5)介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設				
費用	3,922,717	3,926,929	3,930,771	100.2%
人数	14,061	14,073	14,085	100.2%
②介護老人保健施設				
費用	4,487,131	4,487,797	4,489,106	100.0%
人数	15,673	15,673	15,673	100.0%
③介護療養型医療施設				
費用	160,099	160,241	160,738	100.4%
人数	476	476	476	100.0%
④療養病床(医療保険適用)からの転換分				
費用	0	0	0	—
人数	0	0	0	—
介護費用計(小計)→(Ⅰ)	20,400,644	21,119,822	21,613,379	105.9%

(単位:千円、回、人、日、%)

	24年度	25年度	26年度	26/24伸び
(1)介護予防サービス	1,086,991	1,133,674	1,176,718	108.3%
①介護予防訪問介護				
費用	160,873	166,517	171,857	106.8%
人数	8,051	8,323	8,579	106.6%
②介護予防訪問入浴介護				
費用	131	261	392	299.2%
回数	16	32	48	300.0%
(人数)	8	16	24	300.0%
③介護予防訪問看護				
費用	24,179	25,583	25,540	105.6%
回数	3,938	4,196	4,147	105.3%
(人数)	848	908	899	106.0%

	24年度	25年度	26年度	26/24伸び
④介護予防訪問リハビリテーション				
費用	14,442	15,124	15,779	109.3%
回数	4,770	4,994	5,216	109.4%
(人数)	556	579	604	108.6%
⑤介護予防居宅療養管理指導				
費用	5,332	5,369	5,520	103.5%
人数	695	703	727	104.6%
⑥介護予防通所介護				
費用	384,939	405,417	423,436	110.0%
人数	10,589	11,160	11,660	110.1%
⑦介護予防通所リハビリテーション				
費用	356,494	366,940	376,317	105.6%
人数	8,615	8,883	9,087	105.5%
⑧介護予防短期入所生活介護				
費用	9,366	12,088	14,827	158.3%
日数	1,475	1,869	2,267	153.7%
(人数)	246	313	380	154.5%
⑨介護予防短期入所療養介護				
費用	2,222	2,881	3,544	159.5%
日数	352	439	527	149.7%
(人数)	74	84	94	127.0%
⑩介護予防特定施設入居者生活介護				
費用	87,626	89,640	92,956	106.1%
人数	893	919	952	106.6%
⑪介護予防福祉用具貸与				
費用	32,512	34,747	37,111	114.1%
人数	6,793	7,251	7,737	113.9%
⑫特定介護予防福祉用具販売				
費用	8,875	9,107	9,439	106.4%
人数	384	398	412	107.3%
(2)地域密着型介護予防サービス	41,737	43,043	44,348	106.3%
①介護予防認知症対応型通所介護				
費用	8,426	8,818	9,210	109.3%
回数	961	1,009	1,058	110.1%
(人数)	161	169	177	109.9%
②介護予防小規模多機能型居宅介護				
費用	28,578	29,492	30,405	106.4%
人数	498	516	533	107.0%
③介護予防認知症対応型共同生活介護				
費用	4,733	4,733	4,733	100.0%
人数	24	24	24	100.0%
(3)住宅改修				
費用	35,129	36,570	37,509	106.8%
費用	35,129	36,570	37,509	106.8%
人数	415	445	475	114.5%
(4)介護予防支援				
費用	114,345	119,033	123,971	108.4%
費用	114,345	119,033	123,971	108.4%
人数	26,656	27,740	28,878	108.3%
予防費用計(小計)→(Ⅱ)	1,278,202	1,332,320	1,382,546	108.2%
総費用(合計)→(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	21,678,846	22,452,142	22,995,925	106.1%

第2章 施設・居住系サービスの整備目標

1. 介護保険施設

第5期計画期間中に整備する介護保険施設は下表のとおりで、施設整備に関する方針は第3部第3章（114ページ）で述べたとおりです。

なお、介護療養病床を有する介護サービス事業者に介護療養病床の転換意向を調査したところ、第5期計画期間中における転換を予定していないことから、いずれの施設についても介護療養病床からの転換分は見込んでいません。

【介護保険施設の目標整備数】

(単位：床)

	23年度末 定員数	24年度末	25年度末	26年度末	(参考) 26-23増減
介護老人福祉施設	2,891	2,921	3,061	3,061	170
東部圏域	1,184	1,214	1,354	1,354	170
中部圏域	554	554	554	554	—
西部圏域	1,153	1,153	1,153	1,153	—
介護老人保健施設	3,028	3,028	3,028	3,028	—
東部圏域	915	915	915	915	—
中部圏域	677	677	677	677	—
西部圏域	1,436	1,436	1,436	1,436	—
介護療養型医療施設	360	360	360	360	—
東部圏域	287	287	287	287	—
中部圏域	7	7	7	7	—
西部圏域	66	66	66	66	—
特定施設	895	895	895	895	—
東部圏域	203	203	203	203	—
中部圏域	130	130	130	130	—
西部圏域	562	562	562	562	—
認知症グループホーム	1,062	1,080	1,170	2,376	144
東部圏域	252	252	279	279	27
中部圏域	369	369	378	414	45
西部圏域	441	459	513	513	72
地域密着型介護老人福祉施設	44	44	73	102	58
東部圏域	29	29	29	29	—
中部圏域	—	—	—	—	—
西部圏域	15	15	44	73	58
地域密着型特定施設	—	20	38	38	38
東部圏域	—	20	38	38	38
中部圏域	—	—	—	—	—
西部圏域	—	—	—	—	—

2. 介護保険施設以外の施設

平成23年度末時点の介護保険施設以外の定員数は以下のとおりです。

養護老人ホームや軽費老人ホームについては、第5期計画期間中の見込みはありませんが、市町村との協議の上、施設を増やすことができるものとします。

また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、民間事業者が独自の判断により整備するものです。

【介護保険施設以外の施設の整備数】 (単位：床、戸)

区分	23年度末定員数
養護老人ホーム	410
東部圏域	90
中部圏域	180
西部圏域	410
軽費老人ホーム	230
東部圏域	100
中部圏域	—
西部圏域	130
ケアハウス	927
東部圏域	330
中部圏域	250
西部圏域	347
有料老人ホーム	766
東部圏域	139
中部圏域	—
西部圏域	627
サービス付き高齢者向け住宅	198
東部圏域	41
中部圏域	18
西部圏域	139

※サービス付き高齢者向け住宅は戸数で平成24年3月1日現在のもの

資料編

1. 介護保険制度の実施状況

2. 日常生活圏域ニーズ調査の取りまとめ結果

3. 主な介護保険施設等一覧（平成24年3月末現在）

（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者住宅）

4. 第5期計画期間における第1号保険料（推計額）保険者別一覧

5. 第5期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会設置要綱、委員名簿

6. 第5期計画の策定に係る委員会等の開催状況

1. 介護保険制度の実施状況

第1号被保険者数、介護サービス受給者数等の推移

（単位：人、%、百万円）

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	
第1号被保険者数	137,008	139,665	142,313	143,486	144,625	146,685	
要介護認定者数	17,920	20,104	22,393	24,130	25,078	26,339	
うち、第1号被保険者のみ	17,292	19,514	21,756	23,436	24,361	25,614	
要介護認定率 （第1号被保険者のみ）	12.5%	14.0%	15.3%	16.3%	16.8%	17.5%	
各サービス受給者数（月当たり）	居宅介護（介護予防） サービス受給者数	7,570	9,787	11,388	12,603	13,675	14,371
	地域密着型（介護予防） サービス受給者数						
施設介護 サービス 受給者数	介護老人 福祉施設	2,043	2,373	2,450	2,441	2,513	2,652
	介護老人 保健施設	1,604	1,948	2,121	2,263	2,377	2,397
	介護療養型 医療施設	483	603	661	601	581	482
	合計	4,130	4,924	5,232	5,305	5,471	5,531
介護サービス総費用額（年額）	26,184	33,632	36,942	39,076	41,341	41,219	

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
第1号被保険者数	148,894	150,166	152,097	153,445	152,615	
要介護認定者数	27,080	27,469	28,281	29,062	29,847	
うち、第1号被保険者のみ	26,312	26,699	27,527	28,291	29,042	
要介護認定率 （第1号被保険者のみ）	17.7%	17.8%	18.1%	18.4%	19.0%	
各サービス受給者数（月当たり）	居宅介護（介護予防） サービス受給者数	14,516	14,946	15,485	16,146	16,810
	地域密着型（介護予防） サービス受給者数	1,224	1,590	1,828	2,007	2,175
施設介護 サービス 受給者数	介護老人 福祉施設	2,769	2,785	2,769	2,784	2,801
	介護老人 保健施設	2,554	2,621	2,643	2,741	2,820
	介護療養型 医療施設	379	375	352	306	304
	合計	5,702	5,781	5,764	5,831	5,925
介護サービス総費用額（年額）	39,669	41,856	43,702	46,854	48,818	

※介護保険事業状況報告（年報）、介護サービス総費用額は利用者負担1割分も含めた額

2. 日常生活圏域ニーズ調査の取りまとめ結果

【取りまとめ結果の概要】

- 平成22～23年度にかけて県内の各保険者が実施した日常生活圏域ニーズ調査結果をとりまとめたもので、調査回答者数55,128人のうち、要支援・要介護認定を受けていない回答者4,425人の結果を集計
- 国が示した調査票を基準としているが、保険者によっては実施していない設問や調査範囲が異なっていることから、設問に応じて回答者数に差違あり
- 平成24年1月末時点での集計（13保険者分：鳥取市、八頭町、湯梨浜町、北栄町を除く）

問1 あなたの家族や生活状況について													
Q1. 家族構成をお教えてください													
一人暮らし	家族と同居	施設入居等	無回答										
13.1%	5,806	77.8%	34,446	1.1%	472	8.0%	3,534						
(家族などと同居されている方のみ) Q1-1. ご自分を含めて何人で暮らしていますか													
2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	無回答							
39.9%	13,733	20.0%	6,902	11.5%	3,964	8.8%	3,026	7.8%	2,692	5.9%	2,022	6.1%	2,107
また、同居されている方はどなたですか(いくつでも)													
配偶者	息子	娘	子の配偶者	孫	兄弟・姉妹	その他							
57.8%	24,766	33.1%	14,165	14.4%	6,163	20.2%	8,677	22.3%	9,569	1.3%	566	5.0%	2,133
Q1-2. (家族などと同居されている方のみ) 日中、一人になることがありますか													
よくある	たまにある	ない	無回答										
29.4%	10,133	42.2%	14,531	18.1%	6,223	10.3%	3,559						
Q2. あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか													
必要ない	受けていない	受けている	無回答										
81.3%	35,991	6.1%	2,683	2.6%	1,142	10.0%	4,442						
Q2-1. (介護・介助が必要な方のみ) 介護・介助が必要になった主な原因はなんですか(いくつでも)													
脳卒中	心臓病	がん	呼吸器の病気	関節の病気	認知症	パーキンソン病							
13.5%	516	12.3%	469	6.0%	229	5.3%	203	11.2%	428	6.5%	247	2.0%	78
糖尿病	視・聴覚障害	骨折・転倒	脊椎損傷	衰弱	その他	不明							
9.4%	359	9.9%	377	10.9%	416	3.8%	145	18.5%	706	24.7%	944	0.1%	53
Q2-2. (介護・介助を受けている方のみ) 主にどなたの介護・介助を受けていますか													
配偶者	子	孫	兄弟・姉妹	ヘルパー	その他								
37.2%	689	41.9%	774	1.0%	19	2.5%	47	4.6%	85	12.8%	237		
Q2-3. (介護・介助を受けている方のみ) 主に介護・介助している方の年齢は、次のどれですか													
65歳未満	65～74歳	75～84歳	85歳以上	※Q2-2、2-3は、複数回答をしているものは、集計から除外している。									
34.2%	391	16.6%	190	15.3%	175	6.0%	69						
Q3. 年金の種類は次のどれですか													
国民年金	厚生年金(企業年金あり)	厚生年金(企業年金なし)	共済年金	無年金	その他						無回答		
43.5%	17,632	23.0%	9,331	18.9%	7,648	7.8%	3,180	1.0%	413	1.5%	606	4.3%	1,762
Q4. 現在、収入のある仕事をしていますか													

はい	いいえ	無回答											
19.6%	7,959	74.8%	30,360	5.6%	2,253								
Q5. 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか													
苦しい	やや苦しい	ややゆとりあり	ゆとりあり	無回答									
16.9%	7,479	37.8%	16,734	31.1%	13,754	3.8%	1,698	10.4%	4,593				
Q6. お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか													
一戸建て	集合住宅	無回答											
85.4%	33,450	5.6%	2,201	8.9%	3,495								
Q7. お住まいは、次のどれにあたりますか													
持家	民間賃貸住宅	公営賃貸住宅	借間	その他	無回答								
82.8%	32,448	4.5%	1,750	2.4%	922	0.7%	264	1.1%	415	8.6%	3,371		
Q8. お住まい(主に生活する部屋)は2階以上にありますか													
はい	いいえ	無回答											
21.7%	8,508	68.7%	26,896	9.6%	3,766								
Q8-1. (2階以上の方) お住まいにエレベーターは設置されていますか													
はい	いいえ	無回答											
7.1%	600	81.5%	6,933	11.5%	975								

問2 運動・閉じこもりについて													
Q1. 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか													
はい	いいえ	無回答											
57.9%	25,610	37.6%	8,452	4.5%	2,005								
Q2. 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか													
はい	いいえ	無回答											
78.2%	34,619	19.1%	8,452	2.7%	1,187								
Q3. 15分位続けて歩いていますか													
はい	いいえ	無回答											
78.0%	34,516	19.1%	8,440	2.9%	1,302								
Q4. 5m以上歩けますか													
はい	いいえ	無回答											
93.4%	36,577	3.5%	1,356	3.2%	1,237								
Q5. 週に1回以上は外出していますか													
はい	いいえ	無回答											
88.8%	39,291	8.3%	3,690	2.9%	1,277								
Q6. 昨年と比べて外出の回数が減っていますか													
はい	いいえ	無回答											
27.9%	12,354	69.0%	30,541	3.1%	1,363								
Q7. 外出を控えていますか													
はい	いいえ	無回答											
20.9%	8,941	74.1%	31,665	4.9%	2,104								
Q7-1. (外出を控えている方のみ) 外出を控えている理由は、次のどれですか(いくつでも)													
病気	障害等	足腰等の痛み	トイレの心配	目・耳の障害	楽しみがない	その他							
15.6%	1,393	4.3%	384	66.8%	5,974	13.4%	1,196	22.4%	2,000	12.7%	1,132	30.8%	2,757

Q8. 買物、散歩で外出する頻度はどのくらいですか(それぞれ1つ)												
買物	ほぼ毎日	週4,5日	週2,3日	週1日	週1日未満	無回答						
	17.1%	7,551	12.8%	5,666	31.1%	13,765	13.0%	5,733	10.0%	4,436	16.1%	7,107
散歩	ほぼ毎日	週4,5日	週2,3日	週1日	週1日未満	無回答						
	25.6%	11,340	8.3%	3,690	12.9%	5,709	5.3%	2,324	13.5%	5,954	34.4%	15,241

Q9. 外出する際の移動手段は何ですか(いくつでも)													
徒歩	自転車	バイク	車(自分で)	車(同乗)	電車	路線バス							
37.3%	15,134	26.9%	10,861	2.6%	1,052	45.9%	18,632	27.5%	11,140	3.2%	1,309	12.1%	4,893
病院や施設のバス	車いす	電動車いす(カート)	歩行者・シルパーカー	タクシー	その他								
0.8%	321	0.2%	97	0.3%	101	2.4%	926	6.8%	2,740	2.3%	916		

問3 転倒予防について					
Q1. この1年間に転んだことがありますか					
はい	いいえ	無回答			
22.6%	9,993	74.3%	32,902	3.1%	1,363
Q2. 転倒に対する不安は大きいですか					
はい	いいえ	無回答			
41.7%	18,467	53.0%	23,466	5.3%	2,325
Q3. 背中が丸くなってきましたか					
はい	いいえ	無回答			
31.4%	13,910	64.6%	28,569	4.0%	1,779
Q4. 以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか					
はい	いいえ	無回答			
60.0%	26,568	37.4%	16,543	2.6%	1,147
Q5. 杖を使っていますか					
はい	いいえ	無回答			
13.2%	5,842	83.7%	37,024	3.1%	4,674

問4 口腔・栄養について					
Q1. 6カ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか					
はい	いいえ	無回答			
11.3%	4,997	78.1%	34,587	10.6%	4,674
Q2. 身長体重⇒BMI					
18.5未満	18.5~25未満	25~30未満	30以上	無回答	
6.3%	2,807	58.3%	25,819	15.6%	6,888
1.6%	718	18.1%	8,026		
Q3. 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか					
はい	いいえ	無回答			
30.2%	13,386	66.6%	29,457	3.2%	1,415
Q4. お茶や汁物等でむせることがありますか					
はい	いいえ	無回答			
19.2%	8,479	78.1%	34,557	2.8%	1,222

Q5. 口の渇きが気になりますか					
はい	いいえ	無回答			
20.6%	9,123	75.6%	33,459	3.8%	1,676
Q6. 歯磨き(人によってもらう場合も含む)を毎日していますか					
はい	いいえ	無回答			
85.9%	38,014	11.0%	4,850	3.1%	1,394
Q7. 定期的に歯科受診(健診を含む)をしていますか					
はい	いいえ	無回答			
28.1%	12,422	67.6%	29,939	4.3%	1,897
Q8. 入れ歯を使用していますか					
はい	いいえ	無回答			
61.9%	24,160	35.5%	13,852	2.6%	1,012
Q8-1. (入れ歯のある方のみ)噛み合わせは良いですか					
はい	いいえ	無回答			
82.2%	20,735	16.0%	4,023	1.8%	457
Q8-2. (入れ歯のある方のみ)毎日入れ歯の手入れをしていますか					
はい	いいえ	無回答			
91.6%	23,081	7.2%	1,824	1.1%	284

問5 物忘れについて					
Q1. 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとわれますか					
はい	いいえ	無回答			
17.6%	7,803	78.8%	34,871	3.6%	1,584
Q2. 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか					
はい	いいえ	無回答			
89.9%	39,772	8.0%	3,562	2.1%	924
Q3. 今日が何月何日かわからない時がありますか					
はい	いいえ	無回答			
22.6%	10,022	74.9%	33,151	2.5%	1,085
Q4. 5分前のことが思い出せますか					
はい	いいえ	無回答			
89.0%	34,879	8.0%	3,145	2.9%	1,146
Q5. その日の活動(食事をする、衣服を選ぶなど)を自分で判断できますか					
できる	ややできる	見守りが必要	判断できない	無回答	
88.7%	34,727	6.8%	2,678	0.6%	239
0.5%	177	3.4%	1,349		
Q6. 人に自分の考えをうまく伝えられますか					
できる	ややできる	あまりできない	できない	無回答	
85.4%	33,438	10.5%	4,131	1.2%	471
0.3%	102	2.6%	1,028		

問6 日常生活について									
Q1. バスや電車で一人で外出していますか(自家用車でも可)									
している	していない	できない	無回答						
80.1%	35,466	9.3%	4,118	7.0%	3,085	3.6%	1,589		
Q2. 日用品の買物をしていますか									
している	していない	できない	無回答						
82.5%	36,502	10.4%	4,608	4.0%	1,776	3.1%	1,372		
Q3. 自分で食事の用意をしていますか									
している	していない	できない	無回答						
66.5%	29,439	22.3%	9,856	8.2%	3,619	3.0%	1,344		
Q4. 請求書の支払いをしていますか									
している	していない	できない	無回答						
80.6%	35,856	12.3%	5,457	3.7%	1,651	3.4%	1,494		
Q5. 預貯金の出し入れをしていますか									
している	していない	できない	無回答						
79.6%	35,226	13.2%	5,828	4.5%	2,011	2.7%	1,193		
Q6. 食事は自分で食べられますか									
できる	一部介助	できない	無回答						
96.9%	41,519	0.2%	71	0.6%	245	2.4%	1,021		
Q7. 寝床に入るとき、何らかの介助を受けますか									
受けない	一部介助	全部介助	無回答						
96.5%	37,787	0.6%	242	0.2%	75	2.7%	1,066		
Q8. 座っていることができますか									
できる	介助が必要	できない	無回答						
91.4%	35,820	2.3%	900	3.5%	1,357	2.8%	1,093		
Q9. 自分で洗面や歯磨きができますか									
できる	介助が必要	できない	無回答						
97.1%	38,037	0.4%	151	0.2%	88	2.3%	894		
Q10. 自分でトイレができますか									
できる	介助が必要	できない	無回答						
97.3%	43,061	0.3%	134	0.1%	63	2.3%	1,000		
Q11. 自分で入浴ができますか									
できる	介助が必要	できない	無回答						
96.4%	42,681	0.9%	397	0.4%	173	2.3%	1,007		
Q12. 50m以上歩けますか									
できる	介助が必要	できない	無回答						
92.7%	39,735	1.9%	833	2.2%	931	3.2%	1,357		
Q13. 階段を昇り降りできますか									
できる	介助が必要	できない	無回答						
91.0%	35,646	3.3%	1,284	2.6%	1,038	3.1%	1,202		
Q14. 自分で着替えができますか									
できる	介助が必要	できない	無回答						
93.3%	37,847	4.0%	1,635	0.2%	83	2.5%	1,007		

Q15. 大便の失敗がありますか									
ない	ときどきある	よくある	無回答						
92.7%	37,615	4.4%	1,800	0.3%	136	2.5%	1,021		
Q16. 尿もれや尿失禁がありますか									
ない	ときどきある	よくある	無回答						
76.0%	30,838	20.0%	8,119	1.5%	594	2.5%	1,021		
Q17. 家事全般ができていますか									
できている	できていない	無回答							
82.6%	31,083	13.5%	5,080	3.9%	1,459				

問7 社会参加について									
Q1. 年金などの書類(役所や病院などに出す書類)が書けますか									
はい	いいえ	無回答							
85.7%	37,950	10.6%	4,704	3.6%	1,604				
Q2. 新聞を読んでいますか									
はい	いいえ	無回答							
89.5%	39,624	7.9%	3,475	2.6%	1,159				
Q3. 本や雑誌を読んでいますか									
はい	いいえ	無回答							
74.8%	33,088	21.6%	9,559	3.6%	1,611				
Q4. 健康についての記事や番組に関心がありますか									
はい	いいえ	無回答							
88.5%	39,183	8.3%	3,677	3.2%	1,398				
Q5. 友人の家を訪ねていますか									
はい	いいえ	無回答							
63.6%	28,130	32.9%	14,578	3.5%	1,550				
Q6. 家族や友人の相談にのっていますか									
はい	いいえ	無回答							
78.2%	34,599	17.5%	7,753	4.3%	1,906				
Q7. 何かあったときに、家族や友人・知人などに相談をしていますか									
はい	いいえ	無回答							
88.0%	38,926	8.0%	3,532	4.1%	1,800				
Q7-1. (相談している方のみ)相談相手を教えてください(いくつでも)									
配偶者	息子	娘	子の配偶者	兄弟・姉妹	友人・知人	医師等			
58.3%	22,699	48.2%	18,757	41.4%	16,111	15.5%	6,018	27.1%	10,549
民生委員等	老人クラブ	社協	地域包括	ケアマネジャー	役所・役場	その他			
3.9%	1,532	1.2%	465	0.8%	313	0.8%	296	0.8%	326
2.0%	760	2.8%	1,082						
Q8. 病人を見舞うことができますか									
はい	いいえ	無回答							
90.2%	35,296	6.1%	2,385	3.7%	1,462				
Q9. 若い人に自分から話しかけることがありますか									
はい	いいえ	無回答							
81.5%	31,892	14.3%	5,614	4.2%	1,637				

Q10. 趣味はありますか						
はい	いいえ	無回答				
77.4%	33,078	17.7%	7,572	4.8%	2,060	
Q11. 生きがいはありますか						
はい	いいえ	無回答				
81.5%	34,806	11.7%	4,981	6.8%	2,923	
Q12. 地域活動等に参加していますか(いくつでも)						
祭り・行事	自治会等	サークル等	老人クラブ	ボランティア	その他	していない
25.9%	11,483	37.3%	16,528	19.0%	8,401	19.2%
			8,510	10.3%	4,418	6.4%
					2,835	26.8%
						11,840

問8 健康について

Q1. 普段、ご自分で健康だと思いますか									
とても健康	まあまあ健康	やや不健康	不健康	無回答					
9.3%	4,111	65.1%	28,815	15.9%	7,023	4.9%	2,157	4.9%	
Q2. 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか(いくつでも)									
高血圧	脳卒中等	心臓病	糖尿病	高脂血症	呼吸器の病気	胃腸・肝臓等			
37.8%	16,725	5.4%	2,376	9.6%	4,248	10.5%	4,650	10.0%	
						4.8%	2,111	8.9%	
						8.9%		3,936	
腎臓・前立腺	筋骨格の病気	外傷	がん	血液・免疫	うつ病	認知症			
5.6%	2,346	13.6%	6,118	2.8%	1,224	3.3%	1,399	1.2%	
						503	1.2%	480	
								0.8%	
								350	
パーキンソン病	目の病気	耳の病気	その他	ない					
0.4%	160	20.6%	8,582	5.7%	2,505	9.1%	4,020	10.3%	
								4,579	
Q3. 現在、医師の処方した薬を何種類飲んでいますか									
1種類	2種類	3種類	4種類	5種類以上	飲んでいない	無回答			
13.4%	5,456	16.0%	6,510	13.0%	5,278	9.6%	3,896	16.9%	
						6,865	18.0%	7,296	
								13.0%	
								5,271	
Q4. 現在、病院(診療所、クリニック)に通院していますか									
はい	いいえ	無回答							
74.6%	33,017	18.7%	8,280	6.7%	2,961				
Q4-1. (通院している方のみ)その頻度は次のどれですか									
週1回以上	月2~3回	月1回程度	2ヶ月に1回	3ヶ月に1回	無回答				
5.8%	1,926	19.8%	6,535	47.9%	15,826	10.7%	3,537	5.9%	
						1,957	9.8%	3,236	
Q4-2. (通院している方のみ)通院に介助が必要ですか									
はい	いいえ	無回答							
7.4%	2,435	87.4%	28,841	5.3%	1,741				
Q5. 以下の在宅サービスを利用していますか(いくつでも)									
訪問診療	訪問介護	夜間訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護			
0.8%	287	0.3%	132	0.4%	127	0.1%	37	0.3%	
						113	0.1%	29	
								0.3%	
								109	
認知症デイ	通所リハビリ	小規模多機能	短期入所	療養指導	その他				
0.1%	20	0.3%	119	0.2%	71	0.1%	26	0.9%	
								329	
								5.6%	
								2,115	
Q6. お酒は飲みますか									
ほぼ毎日飲む	時々飲む	飲まない	無回答						
18.5%	7,238	38.4%	14,986	38.7%	15,106	4.3%	1,696		

Q7. タバコは吸っていますか									
毎日吸う	時々吸う	やめた	吸っていない	無回答					
7.3%	2,837	1.7%	659	24.1%	9,389	61.3%	23,938	5.6%	23,938
Q8. (ここ2週間)毎日の生活に充実感がない									
はい	いいえ	無回答							
17.6%	7,800	73.9%	32,701	8.5%	3,757				
Q9. (ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった									
はい	いいえ	無回答							
12.1%	5,346	79.7%	35,282	8.2%	3,630				
Q10. (ここ2週間)以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる									
はい	いいえ	無回答							
24.1%	10,676	68.3%	30,235	7.6%	3,347				
Q11. (ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない									
はい	いいえ	無回答							
17.7%	7,587	74.2%	31,767	8.1%	3,475				
Q12. (ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする									
はい	いいえ	無回答							
24.6%	10,878	68.3%	30,232	7.1%	3,148				



3. 主な介護保険施設等一覧 (平成24年3月末現在)

(1) 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

	施設名	所在地	定員	開設日	
東部	1	三津白寿苑	鳥取市三津 869-7	70	S48.12.1
	2	白兎あすなろ	鳥取市白兎 8	100	S61.4.1
	3	美和あすなろ	鳥取市赤子田 451	82	H3.12.17
	4	岩井あすなろ	岩美郡岩美町宇治 1034	82	H6.4.21
	5	気高あすなろ	鳥取市気高町八幡 268	70	H7.9.1
	6	河原あすなろ	鳥取市河原町今在家 842	76	H8.4.23
	7	高草あすなろ	鳥取市大橋 330	116	H10.10.1
	8	わかさあすなろ	八頭郡若桜町若桜 1238	66	H11.12.1
	9	若葉台	鳥取市若葉台南 4-2-7	96	H11.12.1
	10	新しいなば幸朋苑	鳥取市浜坂 222-1	50	H12.9.1
	11	なりすな	鳥取市青谷町善田 27-1	86	H13.4.1
	12	すこやか	八頭郡八頭町宮谷 174-1	74	H16.11.16
	13	はまゆう	鳥取市服部 204-1	60	H16.12.20
	14	智頭心和苑	八頭郡智頭町智頭 1928-1	76	H17.3.1
	15	いこいの社	鳥取市湖山町西 3-113-1	80	H20.4.1
	16	きたやま(※)	八頭郡八頭町北山 159-1	29	H23.4.1
	計		1,213		
中部	17	巖城はごろも苑	倉吉市巖城 920	150	S50.4.1
	18	ル・ソラリオン	倉吉市山根 55-3	135	S58.4.1
	19	百寿苑	東伯郡琴浦町赤碓 1061-3	50	H4.5.1
	20	みどり園	東伯郡琴浦町八幡 1937	90	H6.5.1
	21	三朝温泉三喜苑	東伯郡三朝町横手 396	70	H6.7.1
	22	倉吉スターロイヤル	倉吉市福守町 433	59	H10.8.1
	計		554		
西部	23	皆生みどり苑	米子市皆生新田 2-3-1	100	S51.4.1
	24	さかい幸朋苑	境港市誠道町 2083	90	S62.4.1
	25	よなご幸朋苑	米子市上後藤 3-7-1	74	H5.4.1
	26	テロルの里	日野郡江府町久連 7	50	H5.7.26
	27	なんぶ幸朋苑	米子市石井 1238	104	H8.8.8
	28	いずみの苑	米子市淀江町淀江 1075	74	H11.8.25
	29	博愛苑	米子市一部 555	84	H11.12.8
	30	ピースポート	米子市大崎 1511-1	74	H12.2.1
	31	ル・ソラリオン名和	西伯郡大山町西坪 520-1	70	H12.2.9
	32	ことぶき	西伯郡伯耆町長山 161-1	50	H13.8.1
	33	ゆうらく	西伯郡南部町大字落合 480	95	H15.5.1
	34	大山やすらぎの里	西伯郡大山町唐王 208	57	H16.4.13

	施設名	所在地	定員	開設日	
西部	35	あかねの郷	日野郡日南町下石見 2315	90	H17.4.1
	36	あいご	日野郡日野町根雨 730	47	H17.4.26
	37	きんかい幸朋苑	米子市錦海町3丁目 5-15	30	H18.5.1
	38	新さかい幸朋苑	境港市上道町 2053-1	64	H18.6.5
	39	大山やすらぎの里 めぐみ館(※)	西伯郡大山町今在家 475	15	H23.5.1
	計		1,168		
	合計		2,935		

(※) は地域密着型の特別養護老人ホーム

(2) 介護老人保健施設

	施設名	所在地	定員	開設日	
東部	1	やすらぎ	鳥取市的場 1-11	100	H4.4.20
	2	いなば幸朋苑	鳥取市浜坂 228-1	100	H7.7.17
	3	ル・サンテリオン鹿野	鳥取市鹿野町今市 80	100	H8.10.11
	4	ふたば	鳥取市国府町稲葉丘 3-303	100	H10.6.1
	5	すこやか	八頭郡八頭町大字宮谷 123	76	H10.9.1
	6	みやこ苑	鳥取市三津 1072-307	110	H11.4.30
	7	はまゆう	鳥取市野寺 62-1	100	H11.7.16
	8	まさたみの郷	鳥取市杉崎 596	97	H14.7.25
	9	かわはら	鳥取市河原町稲常 463	68	H16.4.8
	10	わかさ生協診療所	八頭郡若桜町若桜 1200-1	19	H20.11.1
	11	ほのぼの	八頭郡智頭町智頭 1875	45	H21.3.30
	計		915		
中部	12	ル・サンテリオン	倉吉市山根字大平 55-233	100	H1.4.14
	13	うつぶき	倉吉市上井地堂 301	100	H2.5.25
	14	のじま	倉吉市瀬崎町 2714-1	106	H6.9.12
	15	ハワイ信生苑	東伯郡湯梨浜町上浅津 58-5	60	H7.9.28
	16	セラトピア	東伯郡北栄町瀬戸 45-2	50	H7.11.15
	17	ル・サンテリオン北条	東伯郡北栄町土下 123-1	80	H12.3.18
	18	ひまわり	倉吉市関金町関金宿 1891-1	98	H13.3.29
	19	ル・サンテリオン東郷	東伯郡湯梨浜町野花 443-1	65	H13.6.1
	20	あけしまニコニコホーム	倉吉市幸町 507 番地 18	18	H21.10.1
		計		677	
西部	21	仁風荘	米子市上後藤 3-5-1	100	H1.4.10
	22	小谷苑	西伯郡大山町大字西坪 545-1	94	H3.6.15
	23	あわしま	米子市彦名町字神社前 1250	95	H3.12.18
	24	さかい幸朋苑	境港市誠道町 2082	50	H4.3.31
	25	サンライズ名和	西伯郡大山町大字富長 750-3	60	H5.8.17
	26	やわらぎ	米子市新開 4-11-13	80	H6.5.30
	27	ゆうとぴあ	米子市河崎 581-3	89	H7.1.26

	施設名	所在地	定員	開設日
西部	28 おしどり荘	日野郡日野町根雨 909-1	70	H7.3.30
	29 なんぶ幸福苑	米子市石井 1238	80	H8.8.8
	30 寿楽荘	西伯郡伯耆町長山 152-1	50	H9.7.1
	31 はまかぜ	境港市蓮池町 78-1	50	H11.10.1
	32 弓浜ゆうとびあ	米子市大崎 1511-1	70	H12.3.29
	33 アイアイ	米子市榎原 1889-5	70	H14.11.8
	34 はまなす	西伯郡大山町田中 1383	50	H14.12.1
	35 しびのさと	西伯郡伯耆町久古 1109-2	70	H15.3.18
	36 花の里	境港市上道町 1959-5	67	H17.4.11
	37 あやめ	日野郡江府町武庫 475	80	H18.6.8
	38 サンライズひえづ	西伯郡日吉津村今吉 202-1	29	H18.7.13
	39 ル・サンテリオンよどえ	米子市淀江町佐陀 2169	81	H19.6.1
	40 鳥取済生会介護療養型老人保健施設 サテライトはまかぜ	境港市米川町 44 番地	29	H20.7.1
	41 ふじい	米子市奥谷 1157	19	H21.3.31
42 高島病院介護老人保健施設	米子市西町 6	24	H21.9.1	
43 はじめ	西伯郡伯耆町大原 927-1	29	H21.9.3	
	計		1,436	
	合計		3,028	

(3) 介護療養型医療施設

	施設名	所在地	定員	開設日
東部	1 渡辺病院	鳥取市東町三丁目 307	26	H12.2.8
	2 鳥取産院	鳥取市吉方温泉一丁目 653	41	H12.2.8
	3 尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目 555	60	H12.2.8
	4 ウェルフェア北園渡辺病院	鳥取市覚寺 181	120	H12.3.30
	5 岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町浦富 1029-2	40	H16.4.30
	計		287	
中部	6 上原クリニック	倉吉市堺町二丁目 962-2	7	H12.2.8
	計		7	
西部	7 南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭 397	20	H12.2.8
	8 佐々木医院	西伯郡大山町田中 646-1	6	H12.2.8
	9 日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山 511-7	31	H12.3.29
	10 市場医院	境港市馬場崎町 177	9	H12.6.1
	計		66	
	合計		360	

(4) 認知症グループホーム

	施設名	所在地	定員/ユニット	開設日
東部	1 はまさか	鳥取市浜坂 253-1	9 1	H11.9.
	2 いくのさん家	鳥取市湖山町西 2-237-2	9 1	H13.4.1
	3 オータムハウス	鳥取市覚寺 51-4	9 1	H13.10.15
	4 高草あすなろ	鳥取市大橋 330	9 1	H14.4.1
	5 若葉台緑の郷	鳥取市若葉台南 4-2-1	9 1	H14.6.1
	6 まさたみの郷	鳥取市杉崎 596	9 1	H14.7.25
	7 松風の郷	岩美郡岩美町浦富 1418-2	18 2	H15.1.31
	8 風紋館	鳥取市立川町 5-312-1	27 3	H15.12.28
	9 はまゆうの里	鳥取市服部 204-1	18 2	H16.3.8
	10 さくらはうす・つばきはうす	鳥取市覚寺 180	18 2	H16.3.19
	11 松風の郷東浜	岩美郡岩美町陸上 494	9 1	H16.8.30
	12 幸風	岩美郡岩美町浦富 434-25	18 2	H16.10.25
	13 ふたば	鳥取市国府町稲葉丘 3-303	18 2	H16.11.26
	14 陽だまりの家ふなおか	八頭郡八頭町船岡 486-2	18 2	H18.2.6
	15 しかの	鳥取市鹿野町今市 80	9 1	H19.9.1
	16 わかばの家河原	鳥取市河原町渡一木 156-1	9 1	H20.4.1
	17 さとこ	鳥取市立川町 5-256-1	9 1	H20.6.1
	18 ゆう	鳥取市佐治町古市 8-2	9 1	H22.6.1
	19 わかばの家青谷	鳥取市青谷町亀尻 163 番地 1	9 1	H22.10.1
	20 わかばの家福部	鳥取市福部町湯山 1433 番地	9 1	H22.10.1
	計		252 28	
中部	21 いわきの里	倉吉市宮川町 153 番地 7	9 1	H12.2.
	22 こころの里	東伯郡北栄町瀬戸 38-5	18 2	H12.4.
	23 ともさん家	東伯郡琴浦町逢東 1213-1	18 2	H12.7.1
	24 あかさき	東伯郡琴浦町赤碕 1062-4	9 1	H13.4.1
	25 ル・サンテリオン東郷	東伯郡湯梨浜町野花 443-1	9 1	H13.6.1
	26 ひまわり昭和町	倉吉市東昭和町 143	9 1	H13.10.1
	27 みのり	倉吉市福守町 490-3	18 2	H14.1.1
	28 陽だまりの家とうはく	東伯郡琴浦町徳万 70-1	18 2	H15.7.9
	29 ひまわり関金	倉吉市関金町関金宿 1886	18 2	H16.1.27
	30 みのりかじか	東伯郡三朝町山田 653-1	18 2	H16.3.22
	31 ほうじょう	東伯郡北栄町土下 123-1	18 2	H16.3.22
	32 あずま園	東伯郡北栄町東園 331-1	18 2	H16.12.1
	33 関金みのり	倉吉市関金町関金宿 1429-2	18 2	H16.12.27
	34 マグノリア	倉吉市上井町 1-2-1	18 2	H17.2.1
	35 しみず苑	倉吉市宮川町 155-18	18 2	H17.9.1
	36 インターグループホーム	倉吉市福守町 407-12	18 2	H17.12.1
	37 北栄みのり	東伯郡北栄町東園 219-1	18 2	H18.3.1
	38 信生ゆりはまの里	東伯郡湯梨浜町はわい温泉 58-6	18 2	H18.3.15
	39 つばき	倉吉市余戸谷町 3051-1	18 2	H18.3.27

	施設名	所在地	定員/ユニット		開設日
中部	40 きらり	東伯郡琴浦町赤崎 2540-5	18	2	H18.7.1
	41 陽だまりの家ことうら	東伯郡琴浦町逢東 123-1	18	2	H21.11.1
	42 はなみ	東伯郡琴浦町赤崎 1087-7	9	1	H23.10.1
	43 なの花	東伯郡三朝町大瀬 1012	9	1	H23.12.21
	44 仁の里	東伯郡三朝町横手 396	9	1	H24.3.1
	計		369	41	
西部	45 かわさき	米子市両三柳 5332	9	1	H10.6.
	46 せいどう	境港市高松町大山 892-3	9	1	H11.9.
	47 白鳥の里	米子市彦名町 1210-1	18	2	H12.2
	48 仁風荘一番館	米子市上後藤 8-9-23	9	1	H12.4.
	49 はあとピア	米子市久米町 200	9	1	H12.4.
	50 井上さん家	米子市富益町 4564-5	9	1	H13.4.1
	51 いずみの苑	米子市淀江町淀江 1075	9	1	H14.8.1
	52 ぼんだの里	西伯郡大山町安原 1118-1	18	2	H14.8.1
	53 なごみ	西伯郡伯耆町 171	18	2	H14.9.30
	54 いちようの木	日野郡日野町根雨 899-1	18	2	H14.12.16
	55 さわやか	米子市皆生温泉 1-16-10	18	2	H15.4.24
	56 よねはら	米子市米原 8-69	9	1	H16.1.14
	57 夕日ヶ丘	境港市渡町西柳川 119-12	18	2	H16.3.19
	58 仁風荘二番館	米子市上後藤 8-5-15	18	2	H16.3.22
	59 なるみ	米子市奥谷字中沢 1182-1	27	3	H16.3.26
	60 かみごとう	米子市両三柳 1374	27	3	H16.3.26
	61 青松庵	米子市富益町 235-8	9	1	H16.3.26
	62 ひので	境港市日の出町 78-2	18	2	H16.3.26
	63 高砂	米子市彦名町 2078	18	2	H16.4.6
	64 チューリップホーム(ひえつ)	西伯郡日吉津村今吉 203 他	18	2	H16.4.8
	65 東福原の家	米子市東福原 7-10-35	9	1	H16.5.26
	66 陽だまりの家なかやま	西伯郡大山町塩津 763-2	18	2	H16.6.28
	67 チロルの里	日野郡江府町久連 7	9	1	H16.10.25
	68 つつじ	米子市米原 6-9-23	18	2	H17.9.30
	69 だんらん	米子市富士見町 2-132	9	1	H18.3.
	70 あかりみち	境港市上道町 2087-2	18	2	H19.10.15
	71 夕日ヶ丘二番館	境港市夕日ヶ丘 2-92	18	2	H19.11.21
	72 虹の郷	日野郡日南町生山 346-1	18	2	H20.4.1
	73 あさひの郷	日野郡日南町生山 397-1	18	2	H23.4.1
	計		441	49	
	合計		1,062	118	

(5) 有料老人ホーム

	施設名	所在地	定員	開設日
東部	1 介護ホーム美咲園	鳥取市生山 123-9	28	H17.5.11
	2 かる美咲園	鳥取市賀露町 1757-336	30	H18.3.21
	3 和みの郷	鳥取市国府町宮下 1040	10	H19.10.2
	4 ふくべ美咲園	鳥取市福部湯山 967 番地 3	12	H19.10.22
	5 スマイルセンター浜村	鳥取市気高町北浜 3 丁目 158	22	H20.10.1
	6 吉方温泉友和苑	鳥取市吉方温泉 2 丁目 502 番地	26	H21.4.25
	7 キリンの里	鳥取市用瀬町別府 357-16	11	H22.4.1
	計		139	
西部	8 ゆうゆう荘番館よなご	米子市皆生 2-13-13	103	H13.9.1
	9 うらら皆生	米子市皆生温泉 2-14-13	20	H15.11.1
	10 高砂苑	米子市彦名町 2078	48	H16.4.11
	11 アザレアコートこうほうえん	米子市両三柳 1400	114	H17.4.11
	12 いきいきケアホーム旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎 2-18-28	63	H17.6.13
	13 いずみの苑	米子市淀江町 1058	60	H17.11.1
	14 ケアセンター米原家族の家	米子市米原 7-2-21	9	H18.4.1
	15 翠のさと	米子市西福原 7 丁目 4-1	47	H19.3.12
	16 いきいきケアホーム住吉「フォレストコート」	米子市彦名町 8-1	40	H19.11.12
	17 あしもりの里	米子市中島 2-1-54	40	H20.10.13
	19 いきいきケアホーム境港	境港市馬場崎町 323	40	H20.11.17
18 アヴィラージュ米子観音寺	米子市観音寺新町 3 丁目 84 番	43	H21.4.10	
	計		627	
	合計		766	

(6) 軽費老人ホーム

	施設名	所在地	定員	開設日
東部	1 岩井長者寮	岩美郡岩美町岩井 250	50	S39.3.1
	2 里久の里(りくのさと)	岩美郡岩美町岩井 357	50	H19.9.11
	計		100	
西部	3 福原荘	米子市皆生温泉 4-17-2	50	S57.4.1
	4 玉真園	西伯郡大山町大塚 717	80	S50.9.1
	計		130	
	合計		230	

(7) 養護老人ホーム

	施設名	所在地	定員	開設日
東部	1 鳥取市なごみ苑	鳥取市的場 2-1	90	S22.8.1
	計		90	
中部	2 シルバー倉吉	倉吉市福庭町 2-145	50	S23.11.1
	3 母来寮	東伯郡湯梨浜町上浅津 70	130	S26.11.1
	計		180	
西部	4 皆生尚寿苑	米子市新開 1-5-15	140	S46.8.1
	計		140	
合計			410	

(8) ケアハウス

	施設名	所在地	定員	開設日
東部	1 いなば幸朋苑	鳥取市浜坂 228-1	50	H7.7.17
	2 暖の里	鳥取市吉岡温泉町 52-1	50	H11.9.15
	3 すこやか	八頭郡八頭町宮谷 165	50	H11.10.1
	4 新しいなば幸朋苑	鳥取市浜坂 222-1	70	H12.4.10
	5 暖の里新館	鳥取市吉岡温泉町 895-1	50	H16.4.17
	6 あすなる	鳥取市川端 4-115	30	H16.5.1
	7 ひまわり鳥取	鳥取市桂木 784	30	H16.12.1
	計		330	
中部	8 みどり園	東伯郡琴浦町八橋 1937	50	H3.5.1
	9 ラ・ポム苑	倉吉市上灘町 12	30	H4.6.1
	10 倉吉スターガーデン	倉吉市福守町 491	30	H6.4.1
	11 三朝温泉三喜苑	東伯郡三朝町横手 396	15	H6.12.21
	12 ル・サンテリオン	倉吉市山根 55-234	15	H10.4.1
	13 第2みどり園	東伯郡琴浦町八橋 1937	30	H14.4.1
	14 ひまわり昭和町	倉吉市東昭和町 165	30	H16.4.1
15 うつぶき	倉吉市上井 300	20	H16.4.1	
16 関金インターハウス	倉吉市関金町関金宿 1429-2	30	H17.4.1	
	計		250	
西部	17 さかい幸朋苑	境港市誠道町 2082	50	H4.4.1
	18 よなご幸朋苑	米子市上後藤 3-3-3	60	H8.4.4
	19 なんぶ幸朋苑	米子市石井 1238	50	H11.4.1
	20 かずき	西伯郡大山町押平 747-1	30	H11.12.1
	21 ル・ソラリオン名和	西伯郡大山町西坪 520-1	15	H12.2.9
	22 いずみの苑	米子市淀江町淀江 1075	20	H12.12.14
	23 リバーサイド	米子市大崎 1511-1	50	H13.12.10
24 大山のふもと	伯耆町大原 1013-11	72	H15.3.18	
	計		347	
合計			927	

(9) サービス付き高齢者向け住宅

	施設名	所在地	登録戸数	登録日
東部	1 とっとり福祉マンション雲山	鳥取市雲山475	30	H24.1.20
	2 サービス付き高齢者向け住宅桔梗庵	鳥取市行徳三丁目976番地2	11	H24.2.3
			41	
中部	3 ガーデンハウス野花	東伯郡湯梨浜町野花	18	H24.2.27
	4 シニアコートゆりはま	東伯郡湯梨浜町田後	28	H24.3.23
	5 べるびゅー大栄サービス付き高齢者向け住宅	東伯郡北栄町六尾604-1	35	H24.3.23
	6 けあホームひまわり昭和町	倉吉市東昭和町140番地	16	H24.3.23
			97	
西部	7 シニアマンション こうやまち番号館	米子市紺屋町	74	H23.12.16
	8 いきいきケアホーム灘町	米子市灘町	65	H24.2.14
	9 ビスターレごせんごく	米子市福市1726-1番地	10	H24.3.23
	10 ビスターレわたり	境港市渡町1422番地	10	H24.3.23
			159	
合計			297	

4. 第5期計画期間における第1号保険料(推計額)保険者別一覧

(単位:円、%)

保険者名	第5期 (H24~H26) 保険料基準額 (月額) ①	第4期保険料基準額(月額)(推計)			増減 (①-②)	伸び率 (①/②)-1
		H21年度	H22年度	H23年度②		
鳥取市	5,347	4,340	4,340	4,340	1,007	23.2%
米子市	5,436	4,761	4,761	4,761	675	14.2%
倉吉市	5,533	4,608	4,608	4,608	925	20.1%
境港市	5,980	4,567	4,567	4,567	1,413	30.9%
岩美町	5,617	4,860	4,925	4,990	627	12.6%
若桜町	5,380	4,133	4,133	4,133	1,247	30.2%
智頭町	5,480	2,920	4,950	4,950	530	10.7%
八頭町	5,027	4,034	4,087	4,141	886	21.4%
三朝町	5,600	4,500	4,500	4,500	1,100	24.4%
湯梨浜町	5,210	4,252	4,252	4,252	958	22.5%
琴浦町	5,658	4,500	4,500	4,500	1,158	25.7%
北栄町	5,760	4,895	4,895	4,895	865	17.7%
大山町	5,490	4,395	4,395	4,395	1,095	24.9%
日南町	5,700	4,340	4,400	4,470	1,230	27.5%
日野町	5,000	4,862	4,931	5,000	-	0.0%
江府町	4,725	4,650	4,650	4,650	75	1.6%
南部箕蚊屋 広域連合	4,850	4,325	4,387	4,448	402	9.0%
県平均(加重)	5,420	4,478	4,525	4,534	886	19.5%
		3年平均 4,513				

※県平均は市町村ごとの単純平均ではなく、全市町村の総給付費等をすべての第1号被保険者数で除したも
 ※第4期介護保険料は、21年介護報酬改定に伴う保険料上昇分に対し、抑制のための交付金が措置され、
 各保険者が、平成21年度に保険料上昇分の全額、平成22年度には保険料上昇分の半額について交付金
 措置、又は3年間均一の保険料に設定したもの

(参考) 第1期~第4期における第1号保険料

(単位:円)

保険者名 (構成市町村)	第1期保険料 (H12~H14)	第2期保険料 (H15~H17)	第3期保険料 (H18~H20)	第4期保険料 (H21~H23)
鳥取市(旧鳥取市)	2,875	3,450	4,167	4,340
〃(旧国府町)	2,772	3,308		
〃(旧福部村)	2,625	2,925		
〃(旧河原町)	2,425	2,342		
〃(旧用瀬町)	2,400	2,800		
〃(旧佐治村)	2,417	3,333		
〃(旧気高町)	2,738	3,025		
〃(旧鹿野町)	2,746	3,994		
〃(旧青谷町)	2,741	3,257		
岩美町	2,427	3,117		
八頭町(旧郡家町)	2,866	3,975	4,378	4,087
〃(旧船岡町)	2,880	3,270	3,918	
〃(旧八東町)	2,400	2,661	3,618	
若桜町	2,928	3,328	4,079	4,133
智頭町	2,940	2,920	2,920	4,269
倉吉市(旧倉吉市)	2,916	3,250	4,608	4,608
〃(旧関金町)	2,936	3,267		
湯梨浜町(旧羽合町)	2,817	3,667	3,758	4,252
〃(旧泊村)	2,889	2,700		
〃(旧東郷町)	2,658	3,983		
三朝町	2,817	3,300	4,400	4,500
北栄町(旧北条町)	2,467	3,300	4,433	4,895
〃(旧大栄町)	2,975	3,850		
琴浦町(旧東伯町)	2,667	3,750	4,333	4,500
〃(旧赤碕町)	2,661	3,708		
米子市(旧米子市)	3,104	4,183	4,767	4,761
〃(旧淀江町)	3,179	3,975		
境港市	3,133	3,867	3,867	4,567
大山町(旧大山町)	2,576	3,500	4,000	4,395
〃(旧名和町)	2,966	3,500		
〃(旧中山町)	2,275	2,958		
日南町	3,200	4,200	4,200	4,403
日野町	2,800	4,500	4,500	4,931
江府町	2,300	3,983	4,350	4,650
南部箕蚊屋 広域連合	3,176	4,150	4,350	4,387
県平均(加重)	2,891	3,638	4,322	4,513

5. 第5期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会設置要綱、委員名簿

第5期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び計画の推進に当たり、関係者の幅広い参画を得てその内容を検討するとともに進捗状況の把握及び計画の円滑な進捗を図るため、第5期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会（以下「策定・推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定・推進委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に当たり、関係者の意見をその計画に反映させるために必要な事項
- (2) 計画の円滑な推進を図るに当たり、関係者の意見をその計画の推進に反映させるために必要な事項
- (3) 高齢者福祉に関する全般的な検討に必要な事項

(組織)

- 第3条 策定・推進委員会は、委員26名以内で組織し、福祉保健部長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、委嘱の日から26年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員会に分科会及び分科会委員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 策定・推進委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、策定・推進委員会を統括し、代表する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 策定・推進委員会の会議は、福祉保健部長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。
- 2 福祉保健部長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定・推進委員会の庶務は、福祉保健部長寿社会課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定・推進委員会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長寿社会課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月24日から施行する。

第5期介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会 委員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属・役職	備考
朝倉 香織	鳥取県社会福祉協議会福祉人材部副部長	
荒賀 茂	藤井政雄記念病院院長	
石賀 純子	鳥取県介護支援専門員連絡協議会会長	
石田 千恵子	鳥取県民生児童委員協議会理事	
石脇 昭彦	鳥取市高齢社会課長	
井手添 陽子	鳥取短期大学准教授	委員長
井上 伸幸	鳥取県デイサービスセンター協議会会長	
金田 弘子	日本認知症グループホーム協会鳥取県支部理事	
四宮 佑一	鳥取県民間介護事業者協議会会長	
清水 真弓	鳥取県薬剤師会東部支部在宅医療介護委員会委員	
鈴木 妙	鳥取県看護協会訪問看護ステーション所長	
高野 和男	米子市長寿社会課長	
竹本 匡吾	鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会世話人	
竹森 民枝	高齢社会をよくする会ネットワーク in とっとり会長	
田中 彰	鳥取県老人保健施設協会理事	
知久馬 二三子	鳥取県老人クラブ連合会女性委員会副委員長	
手嶋 俊樹	北栄町福祉課長	
深田 弥生	南部箕蚊屋広域連合事務局長	
藤原 静香	琴浦町地域包括支援センター主査	
美濃 恭介	鳥取県ホームヘルプ事業協議会役員	
三橋 一久	鳥取県介護福祉士会会長	
村尾 和広	三朝温泉三喜苑施設長	
山中 茂	鳥取県歯科医師会常務理事	
山脇 哲子	鳥取県連合婦人会副会長	
吉野 立	認知症の人と家族の会鳥取県支部代表世話人	
渡辺 憲	渡辺病院院長	副委員長
計26名		

6. 第5期計画の策定に係る委員会等の開催状況

●第5期介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会

項目	時期	開催内容
第1回	23年6月20日	○委員長、副委員長の選任 ○鳥取県の現状、第4期計画期間の事業実施状況 ○今後の委員会の進め方について ○フリートーク
第2回	23年9月14日	○国基本指針改定案の情報提供 ○具体の施策検討① (1)高齢者の暮らしを支える介護基盤の整備 (2)介護人材の確保・育成、介護サービスの質の向上 (3)認知症の人と家族への対応の強化 (4)介護給付適正化への対応策
第3回	23年10月19日	○具体の施策検討② (1)支え愛まちづくりの展開 (2)高齢者の人材活用 (3)介護予防の更なる推進
第4回	24年2月1日	○第5期県計画(素案)について ○介護報酬改定等国の動向について
第5回	24年3月26日	○第5期県計画の決定(パブリックコメントを踏まえて)

<第1回策定・推進委員会で議論する委員の皆さん>



●第5期計画策定に係るその他の検討

時期	開催内容等
22年10月27日	○第5期介護保険事業(支援)計画の策定準備に係る全国会議
22年11月5日	○第5期介護保険事業(支援)計画の策定準備に係る市町村連絡会 H22.10.27 全国会議の情報提供
23年6月13~14日	○第1回市町村連絡会 鳥取県の介護保険の現状について情報提供(H23.4月現在特養待機者数、介護保険関係データ) ・第5期計画策定に当たる視点 ・日常生活圏域ニーズ調査の活用について ・介護給付適正化計画の推進について
23年7月11日	○第5期介護保険事業(支援)計画の策定に係る全国会議
23年7月14日	○第2回市町村連絡会 H23.7.11 全国会議(基本指針改定案)の情報提供 第5期計画策定に当たる視点に係る意見交換
23年8~9月	○市町村と県福祉保健部との意見交換会 実効性のある介護保険事業計画の策定を依頼
23年10月5,6日	○第3回市町村連絡会 県の策定方針案の提示(県での第5期計画策定委員会の意見等を踏まえて)
23年10月19~25日	○第4回市町村連絡会 サービス見込量・保険料推計に係る市町村ヒアリング
23年11月8日	○サービス量見込・保険料推計に係る厚生労働省ヒアリング
24年1月24日~2月23日	○パブリックコメントの実施
24年2月19日	○県民説明会の実施
24年3月26日	○第5期計画の完成